CRPD国内監視機関(GIHR：German Institute for Human Rights　ドイツ人権機関)

パラレルレポート

国連障害者権利委員会へ（ドイツの第2・3回締約国審査手続きに関して）

2023年7月

本機関について

ドイツ人権機関（German Institute for Human Rights）は、ドイツの独立した国内人権機関である（GIHR法第1条）。国連のパリ原則に従って認定されている（Aステータス）。この機関の活動は、政策問題への助言、人権教育、情報提供と記録、人権問題に関する応用研究、国際機関との協力などである。ドイツ連邦議会の支援を受けている。国連障害者権利条約および国連子どもの権利条約の実施状況を監視することが義務づけられており、そのための監視機関を設置している。

注

この報告は、CRPD国内監視機関のチームによって作成された：

Ezgi Aydınlık氏、Sabine Bernot博士、Catharina Hübner博士、Cathrin Kameni氏、Susann Kroworsch博士、Frieder Kurbjeweit氏、Peter Litschke氏、Jana Offergeld博士、Leander Palleit博士、Viktoria Przytulla博士、Britta Schlegel博士、Judith Striek博士、Freda Wagner氏。

目次

[要旨 3](#_Toc140742248)

[はじめに 4](#_Toc140742249)

[第4条：一般的義務 5](#_Toc140742250)

[参加 5](#_Toc140742251)

[現行法を体系的に見直し、人権に沿った法律にする。 6](#_Toc140742252)

[社会的認識／出生前診断に関する有害な進展の奨励をやめる 6](#_Toc140742253)

[第5条： 平等及び無差別 7](#_Toc140742254)

[差別に対する法的保護、強制力、合理的配慮の確立 7](#_Toc140742255)

[第6条：障害のある女性 8](#_Toc140742256)

[エンパワーメントと自己権利擁護の促進、差別リスクに関するデータ収集 8](#_Toc140742257)

[第7条：障害のある子ども 9](#_Toc140742258)

[包摂的な児童・青少年サービス 9](#_Toc140742259)

[第9条：アクセシビリティ （施設及びサービス等の利用の容易さ） 10](#_Toc140742260)

[商品とサービス 10](#_Toc140742261)

[住宅建設 10](#_Toc140742262)

[第10条： 生命に対する権利 11](#_Toc140742263)

[パンデミックによる供給不足時のトリアージ 11](#_Toc140742264)

[第11条： 危険な状況及び人道上の緊急事態 12](#_Toc140742265)

[アクセシブルな緊急通報サービスと災害管理 12](#_Toc140742266)

[第12条： 法律の前にひとしく認められる権利 13](#_Toc140742267)

[後見法（Guardianship law） 13](#_Toc140742268)

[**第14条および第15条： 身体の自由及び安全／拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 14**](#_Toc140742269)

機能[障害を理由とする強制 14](#_Toc140742270)

[第16条： 搾取、暴力及び虐待からの自由 15](#_Toc140742271)

[暴力からの保護 15](#_Toc140742272)

[第17条：個人をそのままの状態で保護すること 16](#_Toc140742273)

[障害のある女性の生殖の権利 16](#_Toc140742274)

[第18条： 移動の自由及び国籍についての権利 17](#_Toc140742275)

[障害のある難民の特定、宿泊の場、ケア 17](#_Toc140742276)

[第19条：自立した生活と地域社会への包摂 18](#_Toc140742277)

[脱施設化と本人中心の援助 18](#_Toc140742278)

[第20条： 個人の移動を容易にすること 19](#_Toc140742279)

[アクセシブルな移動への一歩 19](#_Toc140742280)

[第21条：表現と意見の自由、情報へのアクセス 20](#_Toc140742281)

[情報サービスのアクセシビリティ 20](#_Toc140742282)

[第24条：教育 21](#_Toc140742283)

[インクルーシブな学校 21](#_Toc140742284)

[第25条：健康 22](#_Toc140742285)

包摂[的医療 22](#_Toc140742286)

[第27条： 労働及び雇用 23](#_Toc140742287)

[職業訓練と一般労働市場へのアクセス 23](#_Toc140742288)

[第28条： 相当な生活水準及び社会的な保障 25](#_Toc140742289)

[貧困のリスクと貧困の報告 25](#_Toc140742290)

[第29条： 政治的及び公的活動への参加 26](#_Toc140742291)

[包摂的選挙権と常勤のおよびボランティアとしての政治活動 26](#_Toc140742292)

[第30条： 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加 27](#_Toc140742293)

[文化的生活への参加 27](#_Toc140742294)

[ろう者の文化的・言語的アイデンティティの促進 27](#_Toc140742295)

[第32条：国際協力 28](#_Toc140742296)

[障害マーカー、パフォーマンス・プロフィール 「人権、ジェンダー平等、包摂」 28](#_Toc140742297)

[第33条： 国内における実施及び監視 29](#_Toc140742298)

[州のCRPD行動計画における中央連絡先の役割と参加 29](#_Toc140742299)

[州レベルでの独立した監視 29](#_Toc140742300)

付録[1 30](#_Toc140742301)

[委員会の総括所見への本監視機関による提案 30](#_Toc140742302)

付録[2 38](#_Toc140742303)

[略語表 38](#_Toc140742304)

[付録　3 39](#_Toc140742305)

[文献 39](#_Toc140742306)

（訳注　翻訳によりページ数は原文と異なっている。）

# 要旨

2015年、国連障害者権利委員会は、ドイツの国連障害者権利条約（CRPD）の履行状況を初めて審査した。その後、いくつかの進展があった。例えば、CRPDの実施行動計画の採択、障害者調査、社会法・平等法・後見法・選挙法の改正などである。

しかし、当初の実施の勢いはその後、連邦、州、地方レベルでかなり弱まっており、さまざまな政治的優先順位を天秤にかける過程で、条約の重要性は著しく低下している。CRPDが発効して14年が経つが、インクルージョン（包摂）と自己決定に向けての政治的、社会的パラダイムシフトは起こっていない。それどころか、ドイツではいまだに、学校教育、保護作業所（sheltered workshop）、大規模な居住施設など、隔離構造のシステムが高度に発達したままである。インクルージョンは盛んに議論されているが、一貫して実践されているわけではない。

このような状況の中で、本監視機関は、さまざまな政治的・社会的利害関係者が、分離された構造をインクルージョンシステムの一部とする、誤った言辞を懸念をもって観察してきた。重複した（duplicate）構造は、全体的に変更されることなく維持されている（第24条：インクルーシブな学校制度の要件、第27条：職業訓練、保護作業所での雇用、第19条：脱施設化）。隔離された制度を段階的に解体していくという2015年の委員会勧告は、よくてもためらいがちに取り上げられ、最悪の場合は否定されている。このことは、CRPDとその条項が一貫して人権を遵守して解釈されていないことを示している。その結果、すべての障害児のためのインクルーシブな学校制度を体系的に確立している連邦州はほとんどない。保護作業所の従業員数は依然として多く、特に知的・重複障害のある人のための在宅支援サービスはほとんどない。

もうひとつの問題は、多くの分野において、障害のある人とそのニーズはいまだにほとんど考慮されておらず、仮に考慮されていたとしてもわずかでしかないことである。平等な参加のための基本的な前提条件としてのアクセシビリティに関する普遍的な認識が欠如している（例えば、第9条：製品およびサービス、住宅建設、第11条：災害管理、第18条：障害のある難民、第25条：医療行為へのアクセシビリティ、第30条：文化への参加などを参照）。民間部門でアクセシビリティを提供する差別禁止法上の義務がないなどの問題は、以前から認識されていたが、政治的に対処されていない（第5条：差別に対する法的保護）。人権に与えられるべき政治的な優先順位付けが欠けている。

さらに、取られる措置は、一貫して自己決定の原則に基づいていない。精神科医療はいまだに人権を考慮していない（第14条と第15条：機能障害を理由とする強制）。支援つき意思決定は事実上知られておらず、体系的に実施されていない（第12条：後見法）。障害のある人は暴力や虐待から効果的に保護されておらず（第16条：暴力からの保護）、障害のある女性は避妊や親となることについて自分で決めることができないことが多い（第17条：障害のある女性の生殖に関する権利）。障害の医学モデルに基づく考え方が依然として蔓延している。それが顕著に表れている分野のひとつが保健政策である（第4条：出生前診断、第10条：パンデミック関連のトリアージ、第25条：在宅での集中治療）。

政策策定には障害のある人とその代表組織は定期的に参加しているが、常に適切で有意義な形で、またすべての政策分野で参加しているわけではない（第4条：参加、第29条：常勤の、およびボランタリーな政治活動）。障害のある人とその代表組織の声は、参加プロセスにおいて優先されないことが多い。

全体として言えることは、2015年の第1回締結国審査に関するパラレル報告[[1]](#footnote-2)でも述べられているように、締約国はこの条約を実施するためにできること、すべきことをすべて行っているとは言い難いということである。CRPD第4条2に規定されている利用可能な資源は、今もなお使い果たしていない。

今回もまた、本監視機関は、現在の審査の締約国報告の中で、既存の問題や実施上の欠陥について、自己批判的で綿密な分析が行われた形跡はないと見ている。

だからこそ、障害者権利委員会が新たなそして強い推進力をもたらし、ドイツにおける条約実施に新たなエネルギーを与え、軌道に乗せることがより重要なのである。

# はじめに

1. ドイツ人権機関（GIHR）の国連障害者権利条約監視機関（Monitoring Mechanism）は、国連障害者権利条約（CRPD）第33条2に規定されるドイツの独立監視機関である。
2. このパラレル・レポートで本監視機関は、ドイツで問題となっている条約実施をめぐる諸側面、そして、2023年8月に開催される国連障害者権利委員会（委員会）の第29会期で焦点を当てるべき諸側面を指摘する。
3. 字数制限があるため、このレポートには条約の全条項に関する記述も、委員会の報告前質問事項で提起されたすべてに対する回答も含まれていない。監視機関が重要かつ差し迫ったテーマとみなしたことに焦点を当てている。したがって、ドイツにおけるCRPDの実施に関する包括的なレポートでも結論的なレポートでもない。ただし、議論されていないテーマがあったとしても、それが条約の実施にとって重要ではないことを意味するものではない。
4. このパラレル・レポートは、CRPD第33条3を遵守し、市民社会との協議の中で何度も提示され、議論され、作成された。書面によるフィードバックの機会もあった[[2]](#footnote-3)。監視機関は、報告において、障害のある人とその代表組織の差し迫った懸念を、彼らの多様な視点を受け入れながら、常に取り上げるよう努力した。

# 第4条： 一般的義務

# 参加

### 状況説明

1. 障害のある人とその代表組織は、あらゆる政治レベル、あるいはあらゆる責任分野において、有意義かつ効果的に参加することはできていない。
2. 連邦レベルでは、最新の後見法改正の前段階として連邦法務省が主導したプロセスや、2014年に始まった連邦参加法（BTHG: Bundesteilhabegesetz）の草案（当初のもの）作成など、数多くの優れた取り組みや新しい形式があった[[3]](#footnote-4)。しかし後者に関しては、参加プロセスの成果の多くが2016年に提出された法案に盛り込まれなかった理由について、明確な説明はなかった。国内CRPD行動計画の更新でも、効果的な参加はもはや見られない。障害のメインストリーミングは、最近の保健政策でもそうだったように、連邦政府の省庁ではごくわずかである。障害のある人にとっての困難な人権問題を生じたにもかかわらず、COVID-19のパンデミックの際、障害のある人の代表組織は、保護と安全に関する保健政策の規制の決定にほとんど関与しなかった。参加できた場合でも、強い交渉・説得によるもので、また短期の意見提出を求められるなど、困難を経ての参加であった。
3. 障害者団体は、その活動のための資源が非常に限られている[[4]](#footnote-5)。彼らはしばしばボランテイア活動であり、適切に参加できる十分な枠組みはない。行政は、アクセシブルな様式や十分な告知を提供して、彼らの参加を容易にしているわけではない。 また、ボランテイアとして政治活動に参加している人には必要な支援はない。
4. 連邦レベルでの参加促進基金（participation fund）へのアクセスは、申請や請求の手続きといった官僚主義的な障壁によって妨げられている。現状では、この基金は、プロジェクト活動以外の自己権利擁護の仕組み（訳注　例えば、当事者団体が進める自己権利擁護活動などを指すと思われる）を長期的に支援するものではない。

### 評価

1. 障害のある人とその代表組織の政治・政策プロセスへの参加は、条約が定めた基準に満たないままである。参加に向けた政治プロセスを形成しようとする意欲の程度はさまざまであり、CRPDが参加をどの程度規定しているかについての普遍的な認識も欠けている。障害のある人やその代表組織の声は優先事項として聞かれず、多様性に富む障害のある人が取り上げられることはほとんどない。例えば、弱い立場にある障害のある子どもや障害のある人は、ほとんど完全に取り残されたままである。

### 勧告案

付録1、パラグラフ122参照。

## 現行法を体系的に見直し、人権に沿った法律にする。

### 状況説明

1. 連邦政府も連邦州も、CRPDに照らした新規および既存の法律の体系的かつ包括的な見直しを行っていない。見直しを必要とする法的根拠も、法律が条約に適合しているかどうかを監視するために使用できる見直し基準も、見直しの結果をどう扱うかを定めた効果的な規則も欠けている。州レベルでは、ヘッセン州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ザクセン＝アンハルト州、ベルリン州のように、新しい法律をどのように見直すべきかという規定が一部にあるだけである[[5]](#footnote-6)。
2. 既存法の見直しでは、見直し結果をどう実施するかについて、期限やその他の規定を定める概念がまだ不十分である。組織的な見直しプロセスを実施した州は、わずか3州[[6]](#footnote-7)しかない。その結果、新しい法律も既存の法律も条約と矛盾していることが多い。

### 評価

1. 条約に適合するよう、既存および新規の法規範を見直すこの加盟国の努力は、依然としてCRPD第4条1(a)、(b)をはるかに下回っている。これは、障害のある人の権利の重要性と意味が、規範レベルでまだ十分に考えられていないことを示している。

### 勧告案

付録1、パラグラフ123参照

## 社会的認識／出生前診断に関する有害な拡大の奨励をやめる。

### 状況説明

1. 染色体異常の非侵襲的出生前検査（NIPT: non-invasive prenatal test）は、2022年7月から法定健康保険給付として利用できるようになった。この検査は、血液サンプルに基づいて、妊娠中の13トリソミー、18トリソミー、21トリソミーの可能性を判定するために使用される。結果は診断ではなく、単に可能性を示すものであり、非常に不正確なものである[[7]](#footnote-8)。NIPTが法定保険給付として導入されて以来、中絶件数は大幅に増加している[[8]](#footnote-9)。また、侵襲的な出生前検査も増加しており、本来はこれを防止するためにNIPTが設計されたものであるが、（実のところ）NIPTの偽陽性結果を排除するのに役立っている[[9]](#footnote-10)。NIPTが標準的な手順のように使用され、より侵襲的な検査を生み出していることは今日までの実践の拡大が示している。

### 評価

1. NIPTの費用を標準的な健康保険給付とすることは、トリソミーの子どもを堕胎させるという社会的圧力を増大させるリスクを伴う。この処置の意味について、社会的・政治的に十分な議論がなされなかったことは、CRPD第8条に関して非常に問題である。さまざまな遺伝的欠陥や病気に対するその他の出生前検査が、すでに開発されつつある。これは、障害の医学的モデルを強化するものであり、機能障害は良い人生を送ることと両立しないという思い込みの表れである。

### 勧告案

付録1、パラグラフ124参照

# 第5条： 平等及び無差別

## 差別に対する法的保護、強制力、合理的配慮の確立

### 状況説明

1. 企業やその他の民間利害関係者による差別からの保護は、障害のある人に影響を及ぼす法的・生活的問題のすべてをカバーしているわけではない。これは主に一般均等待遇法（AGG）で規定されているが、まだ労働生活と限られた民法上の契約にしか及んでいない[[10]](#footnote-11)。私的処遇契約など、その他の重要な契約はまだカバーされていない。州レベルでは、ベルリン州だけが連邦州としての差別禁止法を持っている[[11]](#footnote-12)。合理的配慮は、一般均等待遇法の解釈や連邦労働裁判所（BAG）の司法管理で考慮されるが、私法上ではまだ明確かつ法的に確立されてはいない。
2. 少なくともほぼすべての州[[12]](#footnote-13)と連邦政府は、現在、公的機関による合理的配慮の拒否を、障害のある人に対する差別の一形態で、法廷に訴えることができるものとみなしている。しかし、これはそれぞれの州や連邦の障害者平等法で規定されているに過ぎない。実際上より重要な特別法規範（*spezialgesetzliche Normen*）[[13]](#footnote-14)は、文言上も明示的な言及によっても、そのような義務に言及していない（いくつかの例外はあるが[[14]](#footnote-15) ）。しかし、障害者平等法は基本的に国家機関のみを対象としている。同法は現在では、民間の利害関係者にもいくつかの義務を課しているが、補助犬の登録とアクセシブルな情報技術の提供についてのみである。[[15]](#footnote-16)
3. 差別の影響を受けている人々の多くは、長引く裁判手続きに耐えることができないため、障害者平等法は団体による法的措置ができるとしている。しかし、団体が法的措置を取れるこの権利は、実際にはほとんど使われていない。訴訟を起こす権利のある団体は、財政的・人的資源と時間が不足していることに加え、リスクの高い訴訟費用、訴訟が認められるために越えなければならない高いハードル、達成されても判決の影響が不十分であること、などがその理由だと言う。一般に、団体は差別があったことを裁判所に認めさせることはできるが、差別的慣行に終止符を打ち、永続的な変化をもたらすには十分でないことが多い。現在までのところ、差し止め、違反行為の撤廃、賠償など、より広範囲な訴訟を認めているのはベルリンだけである。一般均等待遇法は、私的な利害関係者に対して法的措置をとる権利を団体に与えていない。これを変えようという声は以前からあり、現在ますます大きくなっている[[16]](#footnote-17)。

### 評価

1. ドイツでは、障害のある人（は民間の利害関係者による差別から十分に保護されていない。連邦レベルでも州レベルでも、規制は十分に有効ではない。連邦レベルでは、障害のある人を差別から効果的に保護するために、一般平等待遇法を改革する必要がある。さらに、障害者平等法は、民間の利害関係者をもっとしっかり取り上げるべきである。
2. ドイツにおける合理的配慮の現行法制度は、CRPD第5条３で規定されている積極的義務にはほど遠い。合理的配慮がどのように実施されうるかについての理解は、2023年においても、行政、司法、社会サービスの提供者の間でほとんど広がっていない。これは特に、精神的・知的障害のある人に対する合理的配慮の提供に当てはまる。この点については、基礎的な調査と教育訓練が早急に必要である[[17]](#footnote-18)。
3. 差別禁止法の深刻な弱点は、全国共通の条件で法的措置をとる包括的かつ効果的な権利を団体に与えることで改善できるはずである。しかし、これはまだ実施されていない。

### 勧告案

付録1、パラグラフ125参照。

# 第6条：障害のある女性

## エンパワメントと自己権利擁護の促進、差別リスクに関するデータ収集

### 状況説明

1. 2017年、ドイツには約650万人の障害のある女性と少女が暮らしていた。これは女性人口の約15％を占める。このうち約8万人が入所施設で暮らしている[[18]](#footnote-19)。障害のある女性と少女は、ドイツにおいて、汚名[[19]](#footnote-20)と差別を多面的に受けている。例えば、性と生殖に関する権利や、親になる権利が制限されている。普遍的で利用しやすい婦人科医療は欠落している。女性と少女は、特に施設内において暴力を受けるリスクも高い。インクルーシブな労働市場にアクセスする機会が少なく、パートタイムで働く可能性が高く、貧困のリスクが高い[[20]](#footnote-21)。
2. 障害のある女性や少女を代表する政治的利益団体は、定期的に差別のリスクを挙げ、彼女たちの生活状況の改善に尽力している。しかしそのほとんどは、プロジェクトベースで、つまり一時的にしか資金援助を受けていない。（登記社団）ワァイバーネッツ（*Weibernetz e.V.）*（訳注　e.V.は日本の社団法人に当たる）もそのひとつである。そのため、特定の分野で継続的に活動することが難しく、次のプロジェクト段階への申請作業に多くの人員を割かれている。
3. 連邦政府自身も、障害のある女性が直面する不利益を解消するための公的機関の法的義務は、女性特有の懸念や差別リスクに関するより多くの調査が伴わなければ無に帰すと認めている[[21]](#footnote-22)。医療における障壁、家族計画における自己決定権、子育て支援や親子住宅サービスの実際の存在、人種差別の影響を受けた女性を含む障害のある女性が経験する差別など、特にリスクのあるさまざまな分野について、人権に基づくデータや研究があまりにも少ない。

### 評価

1. 締約国がこれまでに講じた措置は、障害のある女性と少女を一貫して体系的にエンパワメントするには不十分である。特に、連邦レベルまたは州レベルの政治的利益団体には、安定した、恒常的な資金が不足しており、また、機能障害の種類やその他の差別の要因によって細分化されたデータがあまりにも少ない。これらのデータがあれば、彼女たちが置かれている特別な生活状況と差別リスクが明確になるはずである。

### 勧告案

付録1、パラグラフ126参照。

# 第7条：障害のある子ども

## インクルーシブな児童・青少年サービス

### 状況説明

1. 障害児や障害のある若者の支援制度は、現在2つに分かれている。身体的、知的、複合的な機能障害のある子どものための障害関連サービスは、統合支援（社会福祉法典 第IX編（SGB IX: Sozialgesetzbuch IX））を通じて提供される。他方、精神（psychosocial）障害のある子どものためのサービスは、児童・青少年サービス（SGB VIII）を通じて資金提供される。2028年1月1日より、児童・青少年サービスは、すべての児童・青少年のための包括的サービス法として、インクルーシブなものに改編される[[22]](#footnote-23)。2021年6月に施行されたKJSG（Kinder- und Jugendstärkungsgesetz、児童・青少年強化法）には、2024年から、障害のある児童・青少年とその親のための手続きガイド（Verfahrenslotsen）が導入されるなど、この種の初期の変更がいくつか含まれている[[23]](#footnote-24)。児童・青少年サービスを包摂的なものへと発展させるためには、学際的な専門知識と、障害のある児童・青少年のニーズや必要とされるサービスへの理解も必要である[[24]](#footnote-25)。家庭裁判所や青少年福祉事務所など、関連する利害関係者に対するこの種の研修がどの程度想定されているかは、まだ不明である。

### 評価

1. 障害のある子どもと若者は、その障害に関連する給付を受ける権利を失うことなく、他の子どもと平等に、すべての一般的な国の給付を受けられるようにしなければならない。これは、法改正とともに、現実的な措置を講じ、資源を利用できるようにしなければならないことを意味する。障害のある人、特に子どもや若者が参加する自己権利擁護組織は、この改革プロセスにもっと積極的に関与すべきである。

### 勧告案

付録1、パラグラフ127参照。

# 第9条：アクセシビリティ （施設及びサービス等の利用の容易さ）

## 商品とサービス

### 状況説明

1. アクセシビリティ強化法（Barrierefreiheitsstärkungsgesetz、BFSG）は、欧州アクセシビリティ法（European Accessibility Act: EAA）を実施する目的で2021年に成立した。この法律は、EAAの絶対的な最低要件しか規定していない。それ以上にアクセシビリティを拡大する余地（医療サービス、教育サービス、家庭用品、家庭用品が使用される建築環境など）は、生かされていない[[25]](#footnote-26)。法的強制力は、長い移行期間、広範囲に及ぶ例外、弱い制裁によって損なわれている。市場監視も効果的に実施されていない。2021年以降、連邦政府と州はこの責任を互いに譲り合っており、市場監視当局の機構はまだ機能していない。
2. 一般的に言って、ユニバーサルデザインと製品・サービスのアクセシビリティは、主に市場自身が責任をもつこと、あるいは義務を負うことに依存し続けてきた。この方法ではこれまでのところ効果がないことが証明されているにもかかわらず。

### 評価

1. EAAが実施されたとき、製品・サービスのアクセシビリティを向上させる重要な機会が失われた。アクセシビリテイを向上させねばならない経済的理由も法的理由も伴わなかった。その上、この締約国は、欧州委員会から違反訴訟を起こすと脅されたときだけ対応するということをいつも行っている。
2. これはCRPD第4条2に合致せず、委員会の一般的意見第2号に定められた締約国の義務にも合致しない。

### 勧告案

付録1、パラグラフ128参照。

## 住宅建設

### 状況説明

1. ドイツではアクセシブルな住宅が全国的に不足している。「バリア低減」住宅ですら、ドイツに現存する約3,700万戸の住宅の2.5％にも満たない[[26]](#footnote-27)。車椅子利用者が制限なく利用できる住宅の数はさらに少ない。さらに、新しく建てられたアクセシブルな住宅のうち、実際に、障害のある人に販売されたり貸し出されたりしているのはごく一部である。入居が規制されていのは社会住宅（social housing　訳注　住宅を得ることが難しい低所得階層に提供され、公的助成される住宅。）だけであり、それ以外は市場メカニズムに委ねられている。
2. 社会住宅の財源の分野では、社会建築の基本要素としてアクセシビリティを取り入れる試みが明らかに行われてきた。2022年、連邦政府は「手ごろな価格の住宅同盟（Bündnis bezahlbarer Wohnraum）」を発足させ、その一環として、手ごろな価格でアクセシブルな住宅を促進する措置に合意した[[27]](#footnote-28)。しかし、これらは単に既存の財源に言及したり、2024年まで続く無制限の検査命令を含んでいるに過ぎない。結局のところ、アクセシブルな建築を普遍的な標準とし、それを効果的に実施しようとする真剣な努力は見られない。
3. 州の建築規制には、アクセシビリティに関する初歩的な規定しかない。住宅建築では、原則として、アクセシブルでなければならないのは1階の住居のみとされている。さらに、建築の責任者は、「過度の追加費用」がかかる場合には例外を申請することができ、しばしばそのようにしている。さらに、当局は、建築中も完成後も、アクセシビリティ基準が実際に守られているかどうかをチェックすることはほとんどない。表向きはアクセシビリティを確保するとして計画されたプロジェクトが、誤った計画や誤った施工で行われることが何度もある。

### 評価

1. 住宅におけるアクセシビリティを大幅に改善するには、既存の財源や建築規制だけでは不十分である。既存の規制方法は活用されていない。アクセシビリティはより多くのスペースを必要とするため、建築コストの上昇を指摘することでそれが正当化されるのが普通である。これは、新しい住宅の建設において、CRPDの規定よりもビジネスの利益が優先され続けていることを示している。このようにCRPD第9条と第19条の無視されていることは、新築住宅には巨大な障壁が築かれ続けていることを意味している。これらは、今後数十年にわたってこの国の住宅を形成するだろう。

### 勧告案

付録1、パラグラフ129参照。

# 第10条： 生命に対する権利

## パンデミックによる供給不足時のトリアージ

## 状況説明

1. 2022年12月20日以降、法律[[28]](#footnote-29)は、パンデミック関連の緊急事態において、集中治療の資源がもはやすべての人に十分でない場合の資源の割り当て方法を規制している。それによると、トリアージ状況においては、現在および短期の生存の可能性に基づいて判断し、最大限の人数を救うべきであるとしている。障害、年齢、その他の特徴に基づくいかなる分類も差別とみなされ、生存予後がより良い別の人を優先するために、現に受けている人への集中治療を中止することも禁止されている。
2. この法的介入は、医師会が発表した差別的なガイドラインに対して複数の障害のある人が憲法上の提訴に成功した後に初めて行われた[[29]](#footnote-30)。

### 評価

1. 採択された法律はCRPDに準拠していない。差別禁止が盛り込まれているにもかかわらず、障害のある人や高齢者に対する間接差別の道を与えてしまっている。さらに、「現在および短期の生存の可能性」という法的基準は、本質的に適者生存（survival of the fittest）を要求するものであり、基本的人権における根本的な一線を越えている。人間の尊厳は、人命を数値で比較することを許さず、人命を価値評価することを国家が正当化することを禁じている。
2. 担当の連邦省庁も議会も、立法過程において、この規制が人権に及ぼす影響を十分に考慮しなかった。障害のある人とその代表組織の根拠のある法的主張は、医療専門家の医学的な推測よりも、参加プロセスにおいて重要視されることがはるかに少なかった。

勧告案

付録1、パラグラフ130参照。

**第11条： 危険な状況及び人道上の緊急事態**

## アクセシブルな緊急通報サービスと災害管理

### 状況説明

1. 現在、ほぼすべての緊急通報サービスが、聴覚障害のある人や言語障害のある人を含め、利用しやすくなっている。しかし、既存の緊急通報システムにドイツ手話言語を完全に組み込むには、まだ困難がある。
2. 最近、災害や緊急事態の管理において、大きな欠点が浮かび上がってきた。障害のある人は、緊急計画や方針の立案、改善、実施に関与しておらず（あるいは関与していたとしても遅すぎた）、障害のある人に対する配慮があまりにも不十分であった。住民への警告や危機における情報伝達がアクセシブルに行われることはほとんどない。こうした要因が致命的に重なった結果、2021年7月、アータル（ラインラント＝プファルツ州）で発生した洪水で、シンツィヒの居住ホームの12人の障害のある人が死亡した[[30]](#footnote-31)。
3. COVID-19のパンデミック時の締約国の行動（隔離規則や接触制限による差別的な自由の制限、予防接種の優先）は、ほとんどインクルージョン志向のものではなく、CRPDの人権モデルへのパラダイムシフトを反映しない、災害管理における障害についての時代遅れの考え方を示していた。

### 評価

1. アクセシブルな緊急通報に向けたこの締約国の協調的な努力は重要な前進である。しかし全体として見れば、災害に関する法制はCRPD第9、11、21条の要件を満たしておらず、また障害のある人が生活する多様な状況を考慮せず、差別のリスクを伴っている。

### 勧告案

付録1、パラグラフ131参照。

# 第12条： 法律の前にひとしく認められる権利

## 後見法

### 状況説明

1. ドイツでは、成年後見人が選任されていて、かつ、かなりの自己へのリスクがあると評価された場合、障害のある成人の法的能力を制限することができる[[31]](#footnote-32)。2015年の推定後見件数は125万件[[32]](#footnote-33)で、より新しい数字はない。後見法は、数年にわたる準備を経て、2023年1月1日に改正された[[33]](#footnote-34)。
2. 改革された法律では、法定後見制度が代理ではなく支援を主目的とするものであることが以前よりも明確になった[[34]](#footnote-35)。また、被後見人の意思や選好との結びつきをより強く成文化し、誤解を招きやすいヴォール（Wohl、福祉または幸福）という概念も削除された。しかし、この改革は人権に関連するすべての側面に対処したわけではない。特に、非自発的な入所、強制的な治療、強制的な拘束は依然として認められている。
3. 研究によれば、実際には、後見人の職務のかなりの割合が、代りの支援サービス[[35]](#footnote-36)によって回避できる可能性があり、また、既存の後見制度は、対象者の自己決定を十分に志向していないことが多い[[36]](#footnote-37)。 法定後見人やその他の支援者は、支援された意思決定について不完全な知識しかもっておらず、不安を抱いている[[37]](#footnote-38)。司法、社会福祉、行政の関連研修で後見法がほとんど扱われていないという事実は、さらに事態を悪化させている。

### 評価

1. この改革はCRPDの実施における重要な一歩であった。しかし問題なのは、強制の使用に関する法的規定が除外されたことである。実際には、人権を遵守した実施にはまだかなりの障壁があり、支援付き意思決定を全国的に実施するための戦略もない。後見に関するデータはまったく不十分なレベルにある。

### 勧告案

付録1、パラグラフ132参照。

第14条および第15条： 身体の自由及び安全／拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰からの自由

## 機能障害を理由とする強制

### 状況説明

1. ドイツでは、障害のある人は強制治療や非自発的入所、自由剥奪措置という形で強制を受ける可能性がある。その根拠となるのは、後見法、各州の精神医療法、司法精神科ケア制度（Maßregelvollzug）（訳注　ドイツ刑法に基づき、精神疾患や依存症の犯罪者を拘禁する制度）である。連邦憲法裁判所は2016年、最後の手段として強制を正当化した[[38]](#footnote-39)。現状では、医療強制に関するガイドラインが後見法（guardianship law）の文脈で評価された場合、強制的な外来措置が認められる危険性がある[[39]](#footnote-40) （ドイツ民法典（BGB: Bürgerliches Gesetzbuch)第1832条）。
2. 実際には、障害のある人の自己決定権を保護する既存の法的保障措置は十分に活用されていない。精神科医療においては、強制力の行使は施設によって大きく異なる[[40]](#footnote-41)。介護・統合支援施設では、法定後見人（多くの場合、その場におらず、状況を把握することもできない）は、裁判所の承認が得られれば、自由の剥奪措置に同意することができる[[41]](#footnote-42)。刑法では、責任能力の減弱の場合に命じられる司法精神科ケア制度（Maßregelvollzug）は、実際の懲役刑よりも長い自由のない期間をもたらすことが多い[[42]](#footnote-43)。子どもや若者に適用される自由の剥奪措置は、障害の場合に法的に必要とされる承認を回避するために、治療上必要であると宣言断言されることが多い。そのため、障害のない子どもや若者、障害のある成人の場合よりも、障害のある子どもや若者の自由への権利を保護する基準が弱い[[43]](#footnote-44)。
3. 精神障害（psychosocial disabilities）のある人や支援の必要性が高い人のケアは制度的に組織化されており、自宅から遠く離れた施設に滞在することが多い。特に、より複雑な問題や長期的な機能障害のある人に対する、地域社会に根ざした外来の心理社会的サービスや危機支援が不足している[[44]](#footnote-45)。強制を回避する代替治療は、試験的に実施されているにすぎず、普遍的に適用されているわけではない[[45]](#footnote-46)。この状況は、入院および外来の心理社会的サービスの場での熟練職員の大幅な不足によって悪化している[[46]](#footnote-47)。さまざまな支援環境における、さまざまな法的根拠に基づく強制の適用については十分なデータがない。

### 評価

1. 法律が強化され、代替措置が試行されているにもかかわらず、強制処遇や強制収容、自由剥奪措置が特別法に基づいて合法化され続けている。データが不完全であるため、特に深刻な法律違反や、熟練職員や地域密着型サービスの不足といった構造的な問題との関連性を完全に特定することは困難である。

### 勧告案

付録1、パラグラフ133参照。

# 第16条： 搾取、暴力及び虐待からの自由

## 暴力からの保護

### 状況説明

1. ドイツの障害のある人は、深刻な暴力にさらされている。特に施設や、支援やケアを求めるときに危険にさらされている。暴力の経験には、心理的暴力、性的暴力、身体的暴力のほか、依存関係、不法な自由剥奪措置、強制避妊を通じた構造的暴力などがある[[47]](#footnote-48)。
2. 近年、暴力からの保護に関して法的な進展があった。これには、すべてのサービス提供者が暴力保護方針（violence protection concepts）を策定する義務（社会福祉法典 第IX編（SGB IX: Sozialgesetzbuch IX）第37a条）や、障害のある人の保護作業所（シェルタードワークショップ）に女性代表を導入する義務（SGB IX第222条）などが含まれる。
3. しかし、大きな欠落や問題が残っている。あまりにも多くの政治的、実際的な利害関係者が、暴力からの保護の問題を十分に真剣に受け止めていない。サービスは、自己決定、尊厳の保護、障害の人権に基づくモデルを十分に考慮して提供されていない。暴力保護の概念は普遍的なものでも、統一された品質基準の対象でもなく、常に実施されているわけでもない。締約国報告で言及された暴力からの保護に関する連邦政府と各州との交流（Bund-Länder-Gespräche）は、近年継続されていない。各州の責任を包含するような、暴力に対する省庁横断的な政治戦略はまだ存在しない。
4. 暴力からの保護に必要な政治的措置は知られているが、適用されていない。これには、CRPD第16条3に規定される人権を委任された独立監視機関の設置、利用しやすい女性用DVシェルターや女性用緊急ホットラインの十分な提供[[48]](#footnote-49)、刑事手続において障害のある被害者や証人の障壁を取り除く方法に関する警察と司法への全国的な研修、被害者と加害者を分離するため暴力防止法（Protection Against Violence Act）を入所施設に適用すること、施設における女性代表の配置などが含まれる[[49]](#footnote-50)。

### 評価

1. いくつかの法的改善にもかかわらず、締約国は、基本的人権の規定と実際のサービス提供を効果的に結びつける保護義務の基準を満たしていない。暴力からの保護は、政策においても実践においても優先されなければならない。

### 勧告案

付録1、パラグラフ134参照。

# 第17条：個人をそのままの状態で保護すること

## 障害のある女性の生殖の権利

### 状況説明

1. ドイツでは、障害のある女性が不妊手術を受ける割合は、一般の女性の8倍以上である[[50]](#footnote-51)。知的障害のある女性は特に強く被害を受けている。女性を説得して不妊手術に同意させるために、一部の入所施設では情報が伏せられ、女性は誤った情報を与えられ、感情的な圧力をかけられている[[51]](#footnote-52)。2023年1月1日以降、同意能力がないと分類された人の不妊手術を全面的に禁止するわけではないが、不妊手術は本人の「自然な」意思に従わなければならないと規定する改革が施行されている[[52]](#footnote-53)。連邦政府は、司法による（不妊手術）認可の実情を調査すると発表した。この改革が、自由意思に基づくインフォームド・コンセントなしに行われる不妊手術に実際に歯止めをかけることになるかどうかは、まだわからない。
2. 知的障害のある女性の妊娠を予防するために使われるもう一つの一般的な方法は、3ヶ月または長期のホルモン避妊注射である。ある調査によると、不妊手術を受けていない入所施設の女性の3分の1が、過去のある時点でこのような注射を受けている[[53]](#footnote-54)。対照的に、このような注射はかなりの副作用があるため、一般の女性の1％しか使用しておらず、しかも短期間の使用である[[54]](#footnote-55)。
3. また、統合支援入所施設に住む障害女性が、自由意思に基づくインフォームド・コンセントなしに中絶させられているとの報告もある。障害のある妊婦がどの程度中絶を迫られているかは不明である。このようなことがどの程度起こっているかについてのデータや情報はまだない。
4. また、障害のある人の子育てを支援する全国的な組織もない。統合支援に属する外来の親子住宅サービスや、社会福祉法典 第IX編（SGB IX: Sozialgesetzbuch IX）第78条3項の子育て支援や親支援のサービス[[55]](#footnote-56)は不足している。

### 評価

1. 現状では、障害のある女性の性と生殖に関する権利は保障されていない。自由意思に基づくインフォームド・コンセントのない避妊や中絶の指示は問題である。CRPD第23条で定義されている親になる権利に関する一貫した情報や教育はなく、そのための支援サービスもない。

### 勧告案

付録1、パラグラフ135参照。

# 第18条： 移動の自由及び国籍についての権利

## 障害のある難民の特定、宿泊の場、ケア

### 状況説明

1. ドイツは、EUの受け入れ条件指令[[56]](#footnote-57)のような、障害のある難民の特定と適切な収容を規定する人権と欧州法の規定を、まだ普遍的に実施していない。連邦国会議員は、難民を収容する過程において、難民を特定する責任は各州にあると考えている[[57]](#footnote-58)。しかし、その結果、すべての連邦州で一貫性を欠き、不十分な形で行われている。知的障害や慢性疾患のような目に見えない形の機能障害は、特にいつも見落とされがちであり、それゆえ、それらに伴うニーズは認識されていない[[58]](#footnote-59)。
2. 移動が不自由な人や、その他の機能障害のある人にとって、宿泊施設がアクセシブルであることはほとんどない。シェルターは中心部にないことが多く、インフラとの接続も悪いため、地域社会に溶け込む機会が減り、障害特有の支援サービスや医療サービスを受けにくくしている[[59]](#footnote-60)。
3. 難民保護のプロセスにおいて、障害のある難民への医療提供は長年大きな問題となっており、ケアは急性疾患と痛みの緩和に限られている。その他のニーズは当局の裁量で、「対象者の生活や健康を確保するために必要不可欠な場合」にのみ認められる。そのため、セラピーや補助具など、障害に関連したケアの提供はしばしば欠落しており、健康に恒久的なダメージを与える可能性がある[[60]](#footnote-61)。

### 評価

1. 障害のある難民が直面する構造的な問題は、以前から知られていた。現在、この問題は主にウクライナ難民に影響を及ぼしている。連邦政府と各州は、国籍の如何にかかわらず、障害のある難民の身元確認、収容、ケアを規制する人権と欧州の法的要件を最終的に遵守すべきである。

### 勧告案

付録1、パラグラフ136参照。

# 第19条：自立した生活と地域社会への包摂

## 脱施設化と本人中心の援助

### 状況説明

1. ドイツには、高度に発達した入所施設があり、その制度的重要性は依然として高い。それとは対照的に、通所サービスや本人中心の支援サービスは、特に知的障害があり、支援の必要性が高い人にとっては不足している。意図的な脱施設化プロセスは起きていない。
2. 住宅手当を受給している障害のある人のほぼ半数が入所施設に住んでいる。特に知的障害のある人に多く、入所者の64.4％を占める。入所施設の定員は、2012年以降わずかながら（0.1％）増加している[[61]](#footnote-62)。入所施設は、自宅や養育家庭での支援よりも、国の資源を大幅に使っている（2021年は自宅等の支援300万ユーロに対して入所施設は830万ユーロ）[[62]](#footnote-63)。入所施設は、居住者の自己決定権を奪うことが多い。居住者は、プライバシーの欠如、参加の欠如、支援者に関する選択の欠如、地域社会へのアクセスの欠如を報告している[[63]](#footnote-64)。そのため、このような形態の居住は、いまだに施設生活の特徴を残している[[64]](#footnote-65)。
3. 連邦参加法（Bundesteilhabegesetz、BTHG）の施行に伴い、障害のある人の住宅に関する給付法が根本的に変更された。この改革の中心的な目標は、より本人中心に物事を進めることであった。この目的のために、個人のニーズを決定するための全体的な計画プロセスが導入され、本人中心の援助サービスが給付項目に含まれた。所得と資産の上限は大幅に引き上げられた。それにもかかわらず、障害のある人が住宅に関する障害関連サービスを受けたい場合は、依然として自己負担を払わなければならない[[65]](#footnote-66)。追加費用規定[[66]](#footnote-67)があるため、居住の場と支援の提供に関する選択と選好の権利は制限されたままである。また、サービスを共同利用することが認められている[[67]](#footnote-68)さらに、入所施設に住んでいる人は、まだ介護サービスを限定的にしか利用できない[[68]](#footnote-69)。
4. また、この法律の実施には大きな欠陥がある。そのため、多くの地域で、新しい参加手続き（Teilhabeverfahren）はためらいがちにしか適用されていない。補足的な独立参加カウンセリング（Ergänzende unabhängige Teilhabeberatung）は定期的に資金が提供されているが、全面的に実施されているわけではない。また、ろう者などへの特別相談サービスは廃止された[[69]](#footnote-70)。この法律の実施状況の監視に関する予備的評価報告では、選択と選好の権利がどのように実現されているかの問題、および全体的な計画プロセスへの参加の問題が強調されている[[70]](#footnote-71)。

### 評価

1. ドイツには、脱施設化を実現するための協調的で長期的な措置が欠けている。連邦参加法が施行されてから3年が経つが、その実施は停滞している。自立して生活し、地域社会に包摂される権利を強化するその可能性が実現されない恐れがある。

### 勧告案

付録1、パラグラフ137参照。

# 第20条： 個人の移動を容易にすること

## アクセシブルな移動へのステップ

### 状況説明

1. アクセシブルな交通インフラの整備は、遅々としてではあるが進んでいる。ドイツ鉄道（Deutsche Bahn AG）によると、2022年末までに、80％以上のプラットホームの段差が解消され[[71]](#footnote-72) 、半数以上が触覚案内システムを備え、10のプラットホームのうち9以上が聴覚障害のある人も利用できるようになった[[72]](#footnote-73) 。 同社は、長距離列車の42.5％がほぼアクセシブルであるとしている[[73]](#footnote-74)。とはいえ、アクセシビリティを評価するのは難しい。ほとんどの長距離列車は床面ではなく、リフトを使ってのみアクセスできる。リフトが車両に常設されている場合でも、移動の申し込みをしなければならないこと、技術的故障があり得ること、鉄道職員の訓練不足、人員不足などにより、自立した移動が制限されている[[74]](#footnote-75)。
2. どの市町村も、2022年までにアクセシブルな公共交通を実現するという法律で定められた目標を達成できていない[[75]](#footnote-76)。適用の除外があまりにも広範囲に及んで存在しているのである。例えば、低床バスは、特に地方では例外的な存在であり続けている。現在、低床バスは全バスの26％を占めているが、これは昨年より2％多いだけである[[76]](#footnote-77)。蔓延している問題は、地方交通でも長距離交通でも、合理的配慮がしばしばなされていないことである。
3. 提供事業者が細分化されているため、アクセシブルなウェブサイトや運行中断に関する情報など、公共交通におけるデジタル・アクセシビリティの程度に関するデータは入手できない。しかし、影響を受けている人々は、まだ多くのなされるべきことが行われておらず、特にわかりやすい版にある情報は例外的でしかないと報告している[[77]](#footnote-78)。
4. これまでのところ、国はアクセシブルな移動革命をもたらすためにほとんど何もしていない。例えば、電気自動車のアクセシブルな充電ポイントの存在を定めた法的規制はない。都市の公共空間の再設計においても、アクセシビリティの欠如は深刻である[[78]](#footnote-79)。

### 評価

1. これまでの努力は、アクセシブルな移動を保証するには十分ではなかった。障害のある人にとって、権利の平等な移動は遠い希望のままである。アクセシブルなインフラ整備の遅れや合理的配慮の欠如により、障害のある人は旅行計画を柔軟に変更できず、所要時間が長くなり、目的地に到着できないこともある。そのため、CRPD第20条の実施は、これまでのところ初歩的なものにとどまっている。

### 勧告案

付録1、パラグラフ138参照。

# 第21条：表現と意見の自由、情報へのアクセス

## 情報サービスのアクセシビリティ

### 状況説明

1. 公共・民間メディアは近年、アクセシブルなコンテンツを大幅に拡充している。例えば、ビデオ・オン・デマンド・サービスやライブストリームで、音声ガイドや字幕、ドイツ手話言語のついたものが増えている。2022年に発効したメディア改正条約（Medienänderungsstaatsvertrag）は、「バリアフリー・サービス」という言葉を法的に明記した最初の条約であり、「技術的・財政的に可能な範囲内」で、提供内容の拡充を粘り強く続けることをプロバイダーに義務付けている[[79]](#footnote-80)。しかし、一部の例外を除いて、これらの追加サービスは通常のリニア型放送には無く、特定の機器とインターネット接続を必要とする特別なアプリケーションを使用してのみ楽しむことができるため、すべての障害のある人がアクセスできるわけではない。
2. COVID-19の蔓延は、公共情報への平等なアクセスにおける大きな欠陥を露呈した。たとえば、パンデミックに関する政府の記者会見は当初、手話言語通訳なしでテレビ放送されたため、聴覚障害のある人は救命にかかわる情報を得ることができなかった。ドイツ語の同時手話言語通訳が開始されたのは、被害を受けた人々を代表する団体からの激しい批判の後であった[[80]](#footnote-81)。
3. パンデミックは生活の多くの分野でデジタル化を加速させ、アクセシブルなウェブサイトやその他のデジタルサービスの必要性を浮き彫りにした。EU指令2016/2102に基づき設置された監視機関が2021年末に初めて公表した調査結果には、連邦レベル、州レベル、市町村レベルで重大な欠陥があることが記されている[[81]](#footnote-82)。

### 評価

1. 目に見える改善にもかかわらず、ドイツは依然として第21条の要件から大きく遅れている。メディア改正条約に盛り込まれたアクセシブルなサービスの開発義務は基本的には歓迎すべきものだが、具体的な目標が欠けている。さらに、リニア型放送、特に生放送にはほとんど触れていない。アクセシブルなインターネットサービスを規定する法的要件は、デザインの面でも、制作者による実施方法でも、いまだに無視されることが多い。このため、多くの人々が重要なコンテンツにアクセスできないが、責任者が制裁を受けるリスクはない。

### 勧告案

付録1、パラグラフ139参照。

# 第24条：教育

## インクルーシブな学校教育

### 状況説明

1. ドイツでは、障害児のための特別支援学校制度が高度に区別されている。インクルーシブな学校制度への変革は見られない。データによると、現在、ドイツ全土の平均で、特別な教育的ニーズを持つ生徒の半数以上が特別学校で教えられている。

一部の連邦州では、特別支援学校に通う子どもの割合が増加している[[82]](#footnote-83)。さらに、特別支援学校はあたかもインクルーシブ・システムの一部であるかのように扱われ、保護者の選択権はそのシステムを正当化するために利用されている。ドイツは最近、個人控訴手続き事件第83/2020号（ギンズブルグ氏/ドイツ連邦共和国）の未公表の声明で、このことを改めて指摘し、CRPDは特別支援学校の廃止を規定していないという見解を繰り返した[[83]](#footnote-84)。これに関連して、ブレーメンとハンブルクの連邦都市州を除いては、インクルーシブな学校教育や合理的配慮を受ける法的資格はない。つまり、16州中2州である。その代わりに、リソース、前述の保護者の選択権、インクルーシブ教育のためのフォーカススクール（Schwerpunktschulen）[[84]](#footnote-85) に関する法的但し書きがある。フォーカススクールは特定の場所でのみ利用可能で、メインストリームの学校システムの中で分離された構造を示している。ドイツの学校がどの程度利用しやすいかを示すデータは十分ではない。

1. 特別な支援を必要とする生徒の大多数（72.7％）は、認定された資格（recognised qualification）を得ることなく学校を去っている[[85]](#footnote-86)。こうして排除の連鎖が始まる。このような若者は通常、分離された、学問的に劣る形態の職業訓練に移行し、一般労働市場での展望が狭まる。彼らの多くは、その後、障害のある人の保護作業所で働く。
2. ドイツでは、主流の学校でインクルージョン教育に特化した教員を養成する代わりに、特別支援学校のための特別支援教員を養成し続けている。一般の教師でさえ、インクルーシブ教育に関する義務的な訓練はまだ受けていない[[86]](#footnote-87)。最近の研究では、メインストリーム校や特別支援学校の教師の多くが、知的障害や複雑な障害のある生徒を教えることに消極的であることが示されている[[87]](#footnote-88)。

### 評価

1. ドイツの政治には、そして社会には一層、インクルージョンに対する誤った理解が蔓延している。その結果、障害のある子どもの大半は、いまだにインクルーシブな学校教育を受けておらず、学校で障害のない子どもと接することなく育っている。これではインクルーシブな社会を実現することはできない。州政府は、より強い決意と約束をもって、人権法を実施する義務を追求すべきである。連邦政府は、教育分野における州の責任を引き合いに出して、その全体的な責任を逃れることはできない。連邦政府と各州は、教育制度をインクルーシブに再設計する共通の義務を負っている。

### 勧告案

付録1、パラグラフ140参照。

# 第25条健康

## インクルーシブ医療

### 状況説明

1. ドイツは、完全なインクルーシブ医療システムの実現にはまだほど遠い。現状では、移動が不自由な人が利用しやすく、利用しやすい衛生設備が整っていると回答した医療機関はわずか10％で、視覚障害のある人用の案内装置を備えているのはわずか7％である[[88]](#footnote-89)。農村部の状況は特に憂慮すべきものである。障害のある人は、アクセスしやすい一般診療所や専門診療所まで長い道のりを通わなければならず、受診する医師や診療所を自由に選ぶことができない。民間部門の医療行為を対象としたアクセシビリティ提供の法的義務はまだない。
2. また、障害のある人のための特別な医療サービスも少なすぎる。連邦政府は成人の障害のある人のための医療センターを整備すると発表したが、ドイツはまだ需要をカバーするには程遠い。婦人科専門外来など、障害のある女性専用の医療サービスも不足している。
3. 知的障害・精神障害（psychosocial impairments）のある人や聴覚障害のある人が医療サービスを利用する際、特にコミュニケーションの障害や専門職の認識不足といった形で、差別を受けるリスクがあることが研究により明らかにされている[[89]](#footnote-90)。医療専門職が訓練を受けても、障害に特化した知識、障害の人権に基づくモデル、治療の必要性（特別なコミュニケーションの必要性など）は十分に教えられていない。連邦憲法裁判所でさえ、医療制度において熟練専門職の認識不足のため、障害のある人が差別から効果的に保護されていないと述べている[[90]](#footnote-91)。
4. 2020年に施行された集中治療・リハビリテーション強化法（Intensivpflege- und Rehabilitationsstärkungsgesetz, IPReG）がその（訳注　差別的な）例である。この法律では、院外集中治療がどこで行われるかを選択するのは患者本人ではなく、医療保険会社であるとしている。保険会社がすべきことは、「契約者の正当な希望」を満たすことである[[91]](#footnote-92)。集中ケアが必要な障害のある人は、在宅ケアに否定的な評価を受けた場合、健康保険会社の医療サービスによって入所施設に移される可能性がある。このリスクは、法律以下の規則によってさらに大きくなっている。院外集中治療[[92]](#footnote-93)の需要は、外来患者のケア体制の欠如と熟練専門職の深刻な不足のため、在宅環境ではほとんど満たせない。人工呼吸を減らすことの可能性に関して法律が想定している調査[[93]](#footnote-94)も同様である。
5. 連邦政府は2021年の連立協定で、「多様で、包摂的で、アクセシブルな医療制度」のための行動計画を策定すると発表した[[94]](#footnote-95)。しかし、各方面からの根強い要求にもかかわらず、担当省庁はいまだに行動を起こしていない。

### 評価

1. ドイツには、条約で義務づけられている、インクルーシブな医療制度における普遍的な基本的ケアの平等な権利がない。障害のある人の特別なニーズは体系的に考慮されていない。医療制度での障害のメインストリーム化が欠けており、これはCOVID-19の大流行時に特に顕著であった。

### 勧告案

付録1、パラグラフ141参照。

# 第27条 労働及び雇用

## 職業訓練と一般労働市場へのアクセス

### 状況説明

1. 労働市場の数値がわずかに改善されたとはいえ、障害のある人は一般労働市場にアクセスする際、構造的に不利な立場に置かれ続けている。彼らは、職業参加のレベルがかなり低く、自分の職業収入で生計を立てられる可能性が低く、障害のない人に比べて失業する可能性がほぼ2倍で、その期間も長い[[95]](#footnote-96)。
2. その理由のひとつは、職業訓練にある。若い障害のある人は、しばしば、自分に適していると予想される特定の職業や活動に、実質的な選択権なしに押し込められる[[96]](#footnote-97)。法律では、障害のある人には一般に認められた職業のための訓練を優先すべきであるとされているが[[97]](#footnote-98)、一般に認められた職業資格につながらない特殊な形態の職業訓練が、依然として既定路線となっている[[98]](#footnote-99)。障害のある学校卒業者の80～90％は、学校を卒業した後、少なくとも1年間、いわゆる「移行制度」を受ける。その後、約3分の1が障害のある人のためのあまり意欲を持てない分野の特殊職業訓練[[99]](#footnote-100)を開始する一方、半数以上が障害のある人の保護作業所で職業訓練を開始するか、まったく職業を学ばない[[100]](#footnote-101)。この結果、障害のある若者は、障害のない若者に比べて、学校卒業資格に沿った職業資格を取得する可能性が非常に低くなっている[[101]](#footnote-102)。この点での障壁のひとつは、固定観念にとらわれた進路指導やカウンセリング、雇用主に対する不明確なアドバイスや支援サービス、メインストリームの訓練制度における不十分な柔軟性である[[102]](#footnote-103)。
3. 障害のある若者がメインストリームの職業訓練を受けることを難しくしているもう一つの要因は、職場や訓練の場がしばしばアクセスしにくいことである。この点に関して、法的状況は改善されていない。アクセシブルな職場を新設する義務は、雇用主にはまだ十分に課せられていない。既存の建物にアクセシビリティを確立する公的機関の義務は、依然として一般市民が利用する建物の区域に限定されている。従業員のみが使用する建物は、CRPD第27条に照らして同様に重要であるにもかかわらず、これには含まれていない。
4. 障害のある人の保護作業所に関しては、就労への予算（Budget for Work）、訓練予算、恒常的賃金助成金が、一般労働市場への移行を改善する可能性をもたらす新しい手段である。しかし残念なことに、これらの手段はほとんど使われていない。保護作業所の従業員数は高水準で停滞しており、2021年には31万2,000人となった[[103]](#footnote-104)。彼らの賃金は法定最低賃金を大きく下回っている。障害者保護施設は雇用ではなくリハビリテーションを提供すると考えられているため、最低賃金は適用されていない。いくつかの新しい手段の導入にもかかわらず、保護作業場から一般労働市場への移行率は驚くほど低く、長年にわたって1％を下回っている[[104]](#footnote-105)。

### 評価

1. 職業訓練の構造は、そもそも設計上インクルーシブになっていない。より多くの若い障害のある人が通常の職業訓練を受けられるようにするには、学校から職業への移行段階における根本的な構造改革が必要である。
2. 使用者がアクセシブルな職場を作る法的義務は不十分である。締約国は、アクセシブルな職場を作るために効果的な行動をとる義務を果たしていない。
3. 保護作業所従業員の一般労働市場への移行を改善する努力は、今のところほとんど実を結んでいない。障害者保護施設はCRPD第27条に規定される包括的労働市場の一部であるという連邦政府の見解は、憂慮すべきものであるが、依然として変わっておらず、近年何度も繰り返し表明されている。

### 勧告案

付録1、パラグラフ142参照。

# 第28条 相当な生活水準及び社会的な保障

## 貧困のリスクと貧困報告

### 状況説明

1. 連邦政府は、立法期間（legislative period　訳注　被選期間、すなわち、総選挙から総選挙までの間）に一度、貧困と富に関する報告を発表している[[105]](#footnote-106)。その第5回報告（前回、2017年[[106]](#footnote-107) ）には、障害に関する独立した小項目が含まれている[[107]](#footnote-108)。障害のある人は報告の他の部分でも取り上げられている。しかし、貧困と障害に関する体系的な分析といえるようなものではない[[108]](#footnote-109)。そして2021年の第6回貧困と富の報告では、障害のある人の状況は障害のメインストリーム化の観点からは一貫した分析とはなっていない[[109]](#footnote-110)。
2. 障害のある人の貧困リスクは依然として高い[[110]](#footnote-111)。2012年には16.7％、2018年には19.6％であったが、障害のない人はそれぞれ11.4％、13.6％であった[[111]](#footnote-112)。連邦参加法（BTHG）の規定は、障害のある人が晩年のために貯蓄し、それによって老後の貧困を減らすのに役立っていない。資産手当は手厚くなったが、統合支援（integration assistance）における所得手当は依然として厳しく、たとえ働いていても、支援を受ける必要性が増え続ければ、資産（したがって貯蓄）を築くことはほとんど不可能である。

### 評価

1. 障害のある人の貧困リスクが著しく高いことは、CRPD第28条と矛盾する。貧困報告における障害のメインストリーム化の欠如は、連邦政府が貧困に関して障害のある人が直面する交差リスクを十分に認識していないことを示唆している。
2. 連邦参加法による統合支援の改革は、適切な生活水準を得る権利の達成を改善した。しかし、老後の物質的な保障を他人と平等に受けられるといった要求に対しては、不十分である。

### 勧告案

付録1、パラグラフ143参照。

# 第29条 政治的及び公的活動への参加

## インクルーシブ選挙権と常勤のおよびボランテイアとしての政治活動

### 状況説明

1. 多くの憲法裁判所の判決の結果、選挙権の除外はドイツ全土で段階的に廃止され、2020年10月に終了した。それ以来、障害のあるすべての人に総選挙と国民投票の投票資格が与えられている。
2. 選挙制度改革の一環として、連邦政府と各州は、投票ブースでの手続きを含め、援助付き投票の機会を改善した。わかりやすい版の選挙情報文書も増えている。シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州では、2016年に州の選挙手続きが改正され、2017年の州議会選挙の公式選挙文書が、標準として投票権を持つすべての人にわかりやすい版で発行されるようになった。しかし、この一貫したインクルーシブアプローチは1年後に取り消された[[112]](#footnote-113)。投票所のアクセシビリティに関しては、各連邦州からのデータは深刻な欠点を示し続けている[[113]](#footnote-114)。
3. 公的・政治的な意思決定の場にいる障害のある人に関する信頼できるデータはない。2017年の調査では、連邦議会議員のうち障害のある人は23人（3.3％）であり、人口に比例して障害のある人を代表するためにはさらに43人が必要であるとしている[[114]](#footnote-115)。
4. 政党やその事務所での障害のある人の活動は、補助や手話言語通訳が確保されていないという事実によって、より困難になっている。なぜなら、ボランテイア活動に対する手当は、狭い範囲内でしか支給されないからである。法律は、これらの手当を、無償で提供される個人的支援の規定の下位規定事項とみなしている[[115]](#footnote-116)（訳注　脚注115に示されているSGB IX.第78条「援助サービス」に、「必要な支援を無償で提供することが合理的でない場合、合理的な支援費用が支払われる」などの文言がある）。認定の手続きも非常に制限的である。この2つのことが、障害のある人が日常的に政治に携わり、意思決定の地位に任命されるために必要な経験を積むことを困難にしている。

### 評価

1. 投票資格に関する規則は現在、条約に準拠している。しかし、選挙手続き、施設、資料は、すべての障害のある人にとってアクセシブルではない。アクセシブルな投票所の数は特に不十分である。政治職における障害のある人の代表の増加について国が行った提案は、ボランテイア活動への支援に関する法的規定が改正されない限り、楽観視することはできない。

### 勧告案

付録1、パラグラフ144参照。

# 第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

## 文化的生活への参加

### 状況説明

1. 障害のある人がクリエーターやアーティストになる機会は、2つの点で限られている。第一に、芸術や文化施設での保険適用雇用にアクセスできるのは、芸術大学や音楽大学の学位を取得している場合のみである[[116]](#footnote-117)。第二に、健康上の障害がある場合、大学での勉学に通常適用される補償手当は、教育機関が外で場所を提供する際には適用されない[[117]](#footnote-118)。
2. 主流の芸術文化部門で活躍している障害のあるアーティストやクリエイターは非常に少ないため、彼らについて統計的に有意なことを言うことは不可能である[[118]](#footnote-119)。近年の調査によれば、映画界や演劇界は、健常者優先主義的な（ableist）構造や政策に大きく阻まれている[[119]](#footnote-120)。メインストリームの芸術文化部門から排除されたことで、「インクルーシブな文化教育と文化活動」という大きな分野が生まれた。その背景には、障害のある人が文化や芸術を通じて学び、自己表現できるようにするという考えがある。しかし同時に、これはメインストリームの芸術文化部門とは別に存在する隔離された文化部門であり、障害のある人のための保護作業所と部分的に結びついているものである。[[120]](#footnote-121)
3. 社会的・文化的参加に関するサービスのレベルが向上しているにもかかわらず、文化的イベントに参加する障害のある人は、障害のない人よりもはるかに少なく、障害のある男性よりも障害のある女性のほうがさらに少ない。移民の背景があると、参加はさらに難しくなる[[121]](#footnote-122)。
4. 図書館は重要な公共文化スペースであるにもかかわらず、その大多数（97.41％）はアクセシビリティとインクルージョンのための予算を持っていない[[122]](#footnote-123) 。 したがって、公共図書館とそのサービスはしばしばアクセシブルではない。

### 評価

1. 一般的な芸術・文化分野は、インクルーシブな社会や障害のある人の社会参加にとって重要であるにもかかわらず、依然として非常に排他的である。

### 勧告案

付録1、パラグラフ145参照。

## ろう者の文化的・言語的アイデンティティの促進

### 状況説明

1. ドイツは、ろう者に対して、その文化的および手話言語のアイデンティティの認識と支援が不十分である。国家は、ろう者が社会的交流や情報交換のために手話言語を使えるようにし、ろう者の文化への参加を奨励することに重点を置いている。しかし、ドイツ手話言語の文化的側面や言語としての権利を強化・奨励する取り組みはほとんどない。学校では（聴覚障害に焦点を当てた特別支援学校でさえ）、ドイツ手話言語は話し言葉のドイツ語と同等に扱われていないことが多い。

### 評価

1. CRPD第30条4について、連邦社会裁判所が2012年にこの条項が当局や裁判所に直接適用されると確認したにもかかわらず、ドイツではほとんど無視されている[[123]](#footnote-124)。

### 勧告案

付録1、パラグラフ146参照。

# 第32条 国際協力

# 障害マーカー、パフォーマンス・プロフィール「人権、ジェンダー平等、包摂」

### 状況説明

1. 連邦経済協力開発省（BMZ）のインクルージョン行動計画は2017年に評価されたが、その結果の勧告[[124]](#footnote-125)はインクルージョン戦略に十分反映されなかった[[125]](#footnote-126)。勧告されているOECD-DAC（OECD-Development Assistance Committee）の障害マーカーは、国際協力における資金援助がCRPDの実施をどのように目指しているかを体系的に追跡するためのもので、現時点では、2024年までに導入される予定である。
2. さらに、同省は、開発政策を再構築する「改革プロセス2030」を進めている。これには、品質基準「人権、ジェンダー平等、インクルージョン」のパフォーマンス・プロファイルも含まれる[[126]](#footnote-127)。改革の一環として、同省は苦情解決機構の導入を発表したが、詳細は未発表である。
3. ドイツは、ヨルダンおよび国際障害同盟（IDA: International Disability Alliance）とともに、2025年にベルリンで世界障害サミットを主催する予定で、その計画を始めている。市民社会がどの程度まで参加するのか、またそのためにどのような資源[[127]](#footnote-128)が提供されるかについては、まだ何とも言えない。

### 評価

1. 長い停滞を経て、連邦経済協力開発省は現在、第32条の実施に関するいくつかの重要なプロジェクトに取り組んでいる。包摂と人権は、連邦経済協力開発省内の標準化されたプロセス（国のポートフォリオなど）や、実施機関（対象グループ分析や監査プロセスなど）の義務的な構成要素となるはずである[[128]](#footnote-129)。包摂戦略が、「人権、ジェンダー平等、インクルージョン」というパフォーマンス・プロファイルによって、どの程度まで適切に実施されるかは、まだわからない。苦情解決機構の導入は、かなり遅れている。これはすべての対象グループにとってのアクセシビリテイを備えたものとすることが重要である。また、透明性、独立性、予測可能性など、その他の重要な品質基準も保証されるべきである[[129]](#footnote-130)。

### 勧告案

付録1、パラグラフ147参照。

# 第33条 国内における実施及び監視

## 中央連絡先（focal points）の役割と、州のCRPD行動計画への参加

### 状況説明

1. 現在、すべての連邦州がCRPD実施行動計画を採択している。中央連絡先は、そのほとんどが社会問題省内に置かれ、行動計画の実施を調整、指導、管理する責任を負っている[[130]](#footnote-131)。行動計画自体には、実施管理、評価、計画の更新に市民社会がどのように参加するかについての様々な規定が含まれている[[131]](#footnote-132)。中央連絡先は良い仕事をしているが、他部門から十分な支援を受けていないことが多い。障害のメインストリーム化や障害のある人の参画に対する認識不足が広まっており、中央連絡先は、障害のある人の権利に目を向け、義務を果たすよう各部局に働きかけなくてはならない。構造的に組み込まれた効果的な障害のメインストリーム化は、ごく少数の省庁にしか存在しない。

### 評価

1. （我が国の）中央連絡先の資源は通常、条約の実施を管理し、行動計画への市民社会の全面的な参加を達成するのに十分ではない。また、中央連絡先は、条約の実施を効果的に舵取りするための十分な内部権限や支援も持っていない。
2. CRPDが批准された直後に最初の行動計画が採択されて以来、私たちは参加と計画自体の継続的な改善を目の当たりにしてきた[[132]](#footnote-133)。大体において、州政府は行動計画の策定に市民社会を十分に巻き込もうと真摯に努力していると見ることができる。

### 勧告案

付録I、パラグラフ148参照。

## 州レベルでの独立した監視

### 状況説明

1. ドイツの独立監視機関である国内CRPD監視機関は、国内人権機関であるドイツ人権機関（GIHR）内に設置されており、ドイツ連邦議会から制度的資金援助を受けている[[133]](#footnote-134)。またこの監視機関は連邦政府および州政府のプロジェクトからも資金提供を受けている[[134]](#footnote-135)。
2. 現時点では、4つの連邦州で州レベルでの監視を規制する法律がある。ノルトライン＝ヴェストファーレン州では、2017年からGIHRが監視の役割を行使している[[135]](#footnote-136)。ベルリンでは、2012年からGIHRが、毎年資金援助を提供しているベルリン監視機構プロジェクトを運営している[[136]](#footnote-137)。ザールラント州では、2020年からGIHRがプロジェクトベースで設置され、当初は2024年末までの期間限定であった[[137]](#footnote-138)。ラインラント＝プファルツ州では、法律で独立監視機関に言及しているが、まだ機関は設置されていない[[138]](#footnote-139)。シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州も、監視機関を導入する法的義務を設けたが、パリ原則に沿った独立機関は設置していない。その代わりに、障害のある人の権利のための州障害者権利委員会に1名の追加職員が雇用された。

### 評価

1. 州レベルでの独立した監視機関の設置は、条約の実施において重要な要素である。ドイツの16の連邦州におけるCRPDの実施を監視することは手間のかかる業務であり、連邦政府が提供する制度的資源だけでは不可能である。経験上、独立した人権監視がいかに重要であるかは、州レベルも含めて明らかである。しかし、独立するということは、法的根拠と恒久的に確保された資金が必要ということであり、これが保証されているのは、長期契約による連邦州の1つ（ノルトライン＝ヴェストファーレン州）だけである。

### 勧告案

付録1、パラグラフ149参照。

# 

# ****付録1****

## ****権利委員会の総括所見への、本監視機関からの提案****

### 第4条

*参加*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 政治プログラムや政策の策定、立法やその他の規範の設定プロセスにおいて、障害者団体の参加を十分に尊重する； 新しいアクセシブルな方式を採用し、効果的で意味のある参加のために十分な期間を提供すること。
* 障害のある人の一貫したインクルージョンに関する行政内部指針を作成および/または改訂することにより、政府および行政のすべての部門において、効果的な障害のある人のメインストリーム化を確保する；
* 障害者団体を長期的に支援し、十分な整備を進める。
* あらゆる地域、地方、州、連邦レベルで、障害のある子どもや若者による自己権利擁護を強化する。これには、そのような組織の設立を支援することも含まれる。

*現行法の体系的な見直し、人権に合致した法律の確保*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 既存の連邦法および州法をCRPDの基準に照らして見直すことを法律で定め、そのための期間や見直しマトリクス図を含む方針を策定する；
* 体系的見直しをひとたび行ったら、結果を速やかに実施し、国内法規を条約に一致させる。

*社会的認識／出生前診断における有害な進展の奨励の中止*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 健康保険会社による非侵襲的出生前検査（NIPT）の使用とその承認の結果について包括的な監視を導入する；
* 健康保険会社による非侵襲的出生前検査承認の社会的、倫理的、法的意味を、障害者団体を含む学際的な専門家委員会で評価させる；
* 倫理的な問題が解決されるまで、さらなる出生前検査を禁止する。

### 第5条

*差別に対する法的保護、強制力、合理的配慮の確立*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 民間の利害関係者から受ける差別に対する障害のある人の法的保護を、法律と生活のあらゆる分野に拡大し、公的機関に適用される規制と一致させ、真の法的結果を伴う強制力のある法律に効さ果的に発展させる；
* 合理的配慮を統制する法律を民間部門にも拡大し、行動する積極的義務を課す。あらゆる分野で、合理的配慮の実施のための体系的な研修を導入する；
* 民間利害関係者に対する訴えも含め、団体による法的措置を包括的に可能にし、それを効果的に発展させる。例えば、あらゆる一般的な種類の訴訟をその対象として認め、法的手続きに入るための閾値を下げ、法律扶助基金やその他の資金調達手段によって訴訟費用のリスクを軽減する。

### 第6条

エンパワーメントと自己権利擁護の促進、差別リスクに関するデータ収集

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 障害のある女性の組織やネットワークに、恒久的かつ長期的な国の資金を提供することによって、公的な意思決定プロセスへの障害のある女性の参加を積極的に促進する；
* 法律（社会福祉法典 第IX編（SGB IX: Sozialgesetzbuch IX）第64条1項3）で規定されたリハビリテーション・スポーツの「自信を強化するための運動」（Übungen zur Stärkung des Selbstbewusstseins）を全国的なサービスを通じて確立することにより、障害のある少女と女性の自主性を強化する；
* 汚名、差別や有害な慣行のリスクが高い分野、障害のある女性による差別の経験に関するデータを、人権に基づいて収集する； この過程に障害のある女性の団体を参加させ、データを機能障害の種類及びその他の交差する特徴で分類する。
* 障害者政策および女性・ジェンダー平等政策において、障害のある女性の権利を考慮し、差別や有害な慣行のリスクが高まっている分野に関する対策を、CRPD実施行動計画および女性政策プログラムに含める。

### 第7条

*インクルーシブな児童・青少年サービス*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 障害児・者障害のある子どもや障害のある若者のための障害関連サービスおよび一般サービスを適切に提供できるようにするために、SGB VIII改革プロセスに障害者団体を参加させる；
* 障害のある子どもや若者のニーズに関して、児童・青少年サービスの熟練した行政職員や現場職員を啓発し、資格を与える制度を設ける。

### 第9条

*商品とサービス*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 商品とサービスのアクセシビリティに関する法的要件を強化し、効果的な執行の仕組みで支え、十分な権限と資源を備えた効果的な市場監督機構を直ちに確立する。

*住宅建設*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* アクセシブルな建築物を建設する義務を大幅に拡大し、一般に公開または提供されるアクセシブルでない住居や建築物の建設を、狭い例外的状況下でのみ認める。これは、民間建設部門を含め、開発者が状況を証明しなければならないこととする；
* 民間建設業者に対しては、新築でも改築でも、そのプロジェクトがアクセシブルな建築の基準を満たしている場合にのみ、補助金、助成金、税制優遇措置、その他の奨励策の形で国の支援を提供する；
* 所管する監督当局を教育指導し、アクセシビリティ義務の遵守を監視し、違反を強力かつ効果的に罰するために必要な資源と権限を提供する。

### 第10条

*パンデミックによる供給不足時のトリアージ*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 連邦憲法裁判所に対して、採択された規則を、基本的人権との適合性の観点から評価するよう求める。

### 第11条

*アクセスしやすい緊急通報サービスと災害管理*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 障害のある人とその代表組織の参加を得て、緊急時や災害時の方針や計画を見直し、アクセシブルなコミュニケーションのあらゆる側面に注意を払いながら、障害のある人の日常の多様な実態に適応させる；
* 緊急事態や災害の管理に、障害のある人とその代表組織を適切に関与させ、そのための組織的な措置を講じる。

### 第12条

*後見法*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 法定後見に代わる選択肢を強化・拡大する；
* 専門センターの設立、関連団体の全面的な資格認定、後見に関するさまざまな条件で分けられた全国的なデータ調査など、支援された意思決定を実施する包括的な戦略を策定する；
* 支援された意思決定が確実に実施されるよう、十分な資源を提供する。

### 第14条および第15条

*機能障害を理由とする強制*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* CRPDの人権規定と一致させるため、強制力の行使や自由の剥奪を認めている法的規定を改革または廃止する；これは例えば、現在検討されている、ドイツ民法典（BGB: Bürgerliches Gesetzbuch)第1631b条第2項およびBGB第1832条では、以下のようにされている；
* 権利に基づく、コミュニティを基盤とした、本人中心の支援を拡大し、十分な資源を提供する；
* さまざまな条件（種類、法的根拠、場所、期間など）での強制の使用を調査し、全国的にまとめる；
* 障害者施設（精神科、統合支援、児童・青少年サービス）における強制の回避と停止を、サービスや給付の政策・実践における規範的要求および戦略的目標として定義する。

### 第16条

*暴力からの保護*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 連邦政府主導のもと、障害者団体を含む各州、地方自治体、サービス提供者との協議プロセスを開始・強化し、この枠組みの中で、障害のある人のための国の暴力からの保護戦略に向けた措置を採択する；
* 施設とサービスにおける、暴力からの保護の方針を確立する義務（社会福祉法典第IX編（SGB IX: Sozialgesetzbuch IX）第37条a）をその実際的有効性の観点から評価し、必要であれば、暴力に対する保護をサービス提供における組織運営の恒常的なテーマとするよう、立法措置を講じる；
* 障害のある人の権利に関する国連特別報告者による「障害者サービスの改革」に関する調査の勧告に従い、熟練した統合支援従事者の訓練が人権に基づくモデルを採用することを、立法手段によって確保すること[[139]](#footnote-140)。

### 第17条

*障害のある女性の生殖の権利*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 統合援助居住施設において、自由意思に基づくインフォームド・コンセントなしに避妊や中絶がどの程度行われているか調査を行う；これは不妊手術に関する新法の適用にも関連する；
* アクセシブルな教育や情報、必要な住居や支援サービスの提供などを通じて、障害のある女性が家族計画について自ら決定する権利を強化する；
* すべての避妊方法が自由意思に基づくインフォームド・コンセントにより、強いられることなく行われることを確保する；そのために、施設の専門職、医師、カウンセリング・センターのスタッフは、訓練を受け、障害のある女性の生殖に関する権利を認識すべきである。

### 第18条

障害の*ある難民の特定、収容、ケア*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 連邦政府および州レベルにおいて、障害のある人を体系的に特定し、障害に関連するニーズを把握する方法を定めた法律を制定する；
* 州および地方自治体レベルでは、受け入れセンターや共同宿泊施設に十分な数のアクセシブルな場所を提供し、バリアフリー建築に関するDIN（ドイツ基準機関）規格に準拠した宿泊施設を、障害に応じた支援制度につなげる；
* 障害のある難民のための医療およびリハビリテーション・サービスを、当初から一般的な社会福祉制度で提供することを法的に定める。

### 第19条

*脱施設化と本人中心の援助*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 具体的な脱施設化目標を含む包括的戦略を策定し、特に知的障害のある人と複合障害のある人に焦点を当てる；ここに障害のある人とその代表組織は十分に関与すべきである。
* 本人中心の支援サービスを拡大し、インクルーシブな社会空間を形成し、インクルーシブな住宅の市場を促進する；
* 以下のような手段を用いて、特に選択と選好の権利に基づくサービスのあり方を規定する法律を改革する：
  + 追加費用を認める但し書きを削除（追加費用留保（Mehrkostenvorbehalt））；
  + 所得制限と資産制限の撤廃；
  + サービスのプールによる制約を受けない、支援サービスへの自己決定によるアクセスを保護する；
  + 住居の形態にかかわらず、（社会福祉法典第IX編（SGB IX: Sozialgesetzbuch IX）に従って介護サービスへの無制限のアクセスを確保する。

### 第20条

*アクセシブルな移動への一歩*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 交通インフラに関連する規制において、CRPDに準拠した完全なアクセシビリティの定義を定め、例外を廃止し、積極的な監視機関を設置し、規制に従わない場合は効果のある制裁を課す；
* 各州の公共交通法を引き続き整備し、アクセシブルなインフラの迅速な拡充を確保するとともに、すべての事業者に合理的配慮の提供を義務づける；
* 移動と公共空間が現在直面している変革の中で、アクセシビリティを積極的に確保する。これには特に、電動の移動手段のアクセシブル化設計における法的抜け穴を塞ぐことや、アクセシブルな都市の要件に関する参加型プロセスを可能にすることが含まれる。

### 第21条

*情報サービスのアクセシビリティ*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* リニア型放送を含め、公共および民間のプロバイダーが毎日アクセシブルなテレビコンテンツを保証する拘束力のある法律を制定する；
* 番組やメディアの内容に障害のある人をより密接に関与させる；
* デジタル・アクセシビリティとその実施に関する相談サービスを拡大し、苦情申し立てと実施手続きについて全国により多くの情報を提供し、継続的な不備があった場合には責任者を制裁する。

### 第24条

*インクルーシブな学校*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 包摂的な学校教育をめぐる取り組みを強化し、全体的な戦略によって、また連邦政府と州の協力を強化することによって、学校分離を克服する[[140]](#footnote-141)；
* すべての州において、インクルーシブな学校教育を受ける無条件の法的資格を確立し、以下の目標を達成するために、具体的で計画に則った、財政的な措置を講じる：
  + 特別支援学校からインクルーシブ学校に人的・財政的資源を再配分する；
  + 教員やその他の専門職に対し、インクルーシブ教育に関する研修義務と継続的な能力開発を確保する；
  + 人権とインクルーシブ教育の利点の理解を促進する情報キャンペーンを展開する；
  + 特に障壁をなくすために、学校のアクセシビリティに関するデータを収集する。

### 第25条

*包摂的医療*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 地域に根ざした医療施設や保健サービスのアクセシビリテイを保証する。また、既存または新規開設の診療所のアクセシビリテイに関する拘束力のある最低基準を定める；
* 成人障害者医療センターと婦人科専門外来を全国に拡大する。また、新規開設と報酬交渉を容易にする；
* 保健部門の熟練職員に対し、障害に特化した問題や障害の人権モデルに関する教育・訓練を法的に義務付ける。とくに、教育と研究に焦点を当てた地域の大学を設立することで実現する；
* 集中治療・リハビリテーション強化法（IPReG: Intensivpflege- und Rehabilitationsstärkungsgesetz）と準法規を人権に即して解釈し、自己決定権が守られるように見直すことにより、必要に応じて在宅環境での集中ケアの提供が保証されるようにする。

### 第27条

*職業訓練と一般労働市場へのアクセス*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 職業訓練制度を包摂的な制度に変革する。その過程で、敷居が低い個別支援を提供し、差別のない指導と、一般に認められた職業での訓練を選択する平等な機会を確保し、分離された形態の職業訓練を徐々に解体する；
* 新しい職場の建設のあらゆる面でアクセシビリティを明記し、その遵守を効果的に確保する； 障害のある人がまだ雇用されていない職場を含め、既存の職場をアクセシブルに変えることに効果のあるインセンティブを与える。
* 保護作業所のような隔離的な雇用形態から脱却する取り組みを真剣に強化し、できるだけ多くの障害のある人が一般労働市場で差別のない雇用を見つけられるよう、効果的な措置を講じる。

### 第28条

*貧困のリスクと貧困の報告*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 連邦政府の貧困と富に関する報告の標準的な仕組みとして、障害のテーマを含める；
* 障害のある人の貧困リスクの増大に対処し、十分な生活水準への権利を保護するための適切な措置を実施する；
* 永続的に身の回りの世話やその他の支援を必要とする障害のある人が、老後のために十分な蓄えを持てるよう、社会保障給付の所得・資産制限を再構築する。

### 第29条

*包摂的な選挙権と常勤の、およびボランテイアとしての政治活動*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 選挙や国民投票で使用される手続きは、全国にアクセシブルな投票所を作ることを含め、投票の広報から結果の発表に至るまで、すべての段階でアクセシブルにする；
* 障害のある人が政治活動に従事するために必要な支援サービスを受けられるよう、ボランテイアの政治活動における支援と手話言語通訳に関する法的規制を改正する；

政策決定者の立場としての、障害のある人の政治への関与と代議制度での権利に関するデータを改善する。

### 第30条

*文化的な生活への参加*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 障害のある人が、芸術・文化的職業および芸術・文化施設へ、差別なく持続的にアクセスできるようにする；
* 分離された芸術・文化状況を助長するのではなく、芸術・文化の一般的な制度をインクルーシブなものにする；
* 芸術文化施設や図書館が障害のある人にあまり利用されていない理由を調査し、よりアクセシブルで魅力的な施設にするための措置を講じる。

*ろう者の文化的・言語的アイデンティティの促進*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 教育分野を含め、ドイツ手話言語とろう文化の振興に力を入れる。

### 第32条

*障害マーカー、パフォーマンス・プロフィール 「人権、ジェンダー平等、包摂」*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 経済協力開発機構 開発援助委員会（OECD-DAC: OECD-Development Assistance Committee）の障害マーカーを導入する際には最大限の透明性を確保し、CRPDの実施目標を設定し、その適用を評価する；
* 障害のある人の権利と人権[[141]](#footnote-142)に関する基準と資金割当を策定し、インクルージョンをすべての対象グループ分析、セクター戦略、国別ポートフォリオの必須要素とする；
* 導入される苦情解決の仕組みが、敷居が低く、すべての対象グループにアクセシブルであることを確保する；
* グローバル障害サミット2025を計画・開催するために十分な人的・財政的資源を確保し、早い段階から市民社会を参加させる。（訳注　Global Disability Summitは，国際障害同盟（IDA），ドイツ政府，ヨルダン政府の共同主催で2025年にベルリンで開催される。次回（第3回目）サミットは、国際協力を通じてすべての障害のある人の権利とインクルージョンの推進を拡大することを目標とする．）

### 第33条

*中央連絡先の役割と州のCRPD行動計画への参加*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* 中央連絡先に十分な権限、資源、スタッフを与え、CRPD第33条に規定された責任を果たし、市民社会が効果的かつ有意義に参加できるようにする；
* すべての部署で障害のメインストリーム化を実践すること。そのために指導体制を設け、その実践を支持すること；
* 障害のある人とその代表組織が参加する、広範で敷居の低い参加プロセスで行動計画を更新し、計画の実施と評価にも障害のある人を参加させる。

*州レベルでの独立した監視*

1. 本監視機関は、委員会が締約国に以下の勧告を行うよう提案する：

* まだ独立した監視が行われていない連邦州では、州レベルでの独立した監視のための法的規制を制定し、これらの権限を行使する国内人権機関を設置し、そのために十分な資金を提供する。

# ****付録2****

## ****略語表****

|  |  |
| --- | --- |
| 略語 | 意味 |
| AGG | 一般均等待遇法（Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz, General Equal Treatment Act） |
| AsylG | 亡命法（Asylgesetz, Asylum Act） |
| BAG | 連邦労働裁判所（Bundesarbeitsgericht, Federal Labour Court） |
| BBiG | 職業訓練法(Berufsbildungsgesetz, Vocational Training Act) |
| BGB | ドイツ民法典（Bürgerliches Gesetzbuch, German Civil Code） |
| BMAS | 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales） |
| BMZ | 連邦経済協力開発省（Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung） |
| BTHG | 連邦参加法（Bundesteilhabegesetz, Federal Participation Act） |
| CRPD | 障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities） |
| DEval | ドイツ開発評価研究所(Deutsches Evaluierungsinstitut für Entwicklungszusammenarbeit, German Institute for Development Evaluation) |
| EAA | 欧州アクセシビリティ法（European Accessibility Act） |
| EU | 欧州連合 |
| GIHR | ドイツ人権機関（German Institute for Human Rights） |
| IGG | インクルージョン原則法（Inklusionsgrundsätzegesetz, Inclusion Principle Act） |
| IPReG | 集中治療・リハビリテーション強化法（Intensivpflege- und Rehabilitationsstärkungsgesetz, Intensive Care and Rehabilitation Strengthening Act） |
| KJSG | 児童・青少年強化法（Kinder- und Jugendstärkungsgesetz, Child and Youth Strengthening Act） |
| LGBG | （ベルリン）州機会均等法（Landesgleichberechtigungsgesetz, State Equal Opportunities Act） |
| NIPT | 非侵襲的出生前検査（non-invasive prenatal test） |
| NRW | ノルトライン＝ヴェストファーレン州（North Rhine-Westphalia） |
| OECD-DAC | 経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（Development Assistance Committee） |
| VENRO | ドイツ開発・人道援助NGO協会（Verband Entwicklungspolitik und Humanitäre Hilfe, Association of German Development and Humanitarian Aid NGOs） |

# 

# **（翻訳：佐藤久夫、岡本明）**

# ****付録3　（翻訳は省略）****

## 参考文献

**61. Konferenz der Beauftragten von Bund und Ländern für Menschen mit Behinderungen (2021): Berliner Erklärung. Berufliche Bildung von Menschen mit Behinderungen verbessern! https://www.behindertenbeauftragter.de/SharedDocs/Downloads/DE/AS/PublikationenErklaerungen/20210316\_Berliner\_Erklaerung.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=4 (retrieved on 28/06/2023)**

**Aichele, Valentin / Fräßdorf, Mathis (2019): Arm an wichtigen Daten. Die offizielle Armutsberichterstattung muss Menschen mit Beeinträchtigungen aufnehmen. In: WZB-Mitteilungen 2019 (166), pp. 40–41. https://bibliothek.wzb.eu/artikel/2019/f-22609.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Aktion Mensch (2021): Situation von Frauen mit Schwerbehinderung am Arbeitsmarkt. Studie zu geschlechtsspezifischen Unterschieden bei der Teilhabe am Erwerbsleben. https://www.aktion-mensch.de/inklusion/arbeit/frauen-mit-behinderung-auf-dem-arbeitsmarkt (retrieved on 28/06/2023)**

**Bartig, Susanne u.a. (2021): Diskriminierungsrisiken und Diskriminierungsschutz im Gesundheitswesen – Wissensstand und Forschungsbedarf für die Antidiskriminierungsforschung. Berlin: Antidiskriminierungsstelle des Bundes. https://www.antidiskriminierungsstelle.de/SharedDocs/downloads/DE/publikationen/Expertisen/diskrimrisiken\_diskrimschutz\_gesundheitswesen.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=2 (retrieved on 28/06/2023)**

**Beauftragter der Bundesregierung für die Belange von Menschen mit Behinderungen / Deutsches Institut für Menschenrechte (2022): Schutz vor Gewalt in Einrichtungen für Menschen mit Behinderungen – Handlungsempfehlungen für Politik und Praxis. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/fileadmin/Redaktion/Publikationen/Weitere\_Publikationen/Schutz\_vor\_Gewalt\_in\_Einrichtungen\_fuer\_Menschen\_mit\_Behinderungen.\_Handlungsempfehlungen\_fuer\_Politik\_und\_Praxis.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Bengel, Angelika (2021): Schulentwicklung Inklusion. Empirische Einzelfallstudie eines Schulentwicklungsprozesses. Bad Heilbrunn: Julius Klinkhardt**

**Berghahn, Sabine u.a. (2016): Evaluation des Allgemeinen Gleichbehandlungsgesetzes. Berlin: Antidiskriminierungsstelle des Bundes. https://www.antidiskriminierungsstelle.de/SharedDocs/downloads/DE/publikationen/AGG/agg\_evaluation.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=12 (retrieved on 28/06/2023)**

**Bremische Bürgerschaft (13.03.2023): Dringlichkeitsantrag der Fraktionen der SPD, DIE LINKE, BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN, der CDU und der FDP, Drucksache 20/1806. https://www.bremische-buergerschaft.de/drs\_abo/2023-03-13\_Drs-20-1806\_b05f0.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Brieger, Peter (2022): Selbstbestimmung und Mitentscheidung als wesentliche Qualitätsmerkmale. In: Aktion Psychisch Kranke: Förderung der Selbstbestimmung und Vermeidung von Zwang. Tagungsdokumentation 06./07. und 08. September 2021 in Berlin, pp. 32–40. https://www.apk-ev.de/fileadmin/downloads/Jahrestagung\_2021/apk\_tagungsband\_48\_02.06.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Bündnis AGG Reform-Jetzt! (2022): Gemeinsame Stellungnahme von 100 Organisationen. Mehr Fortschritt wagen heißt auch mehr Antidiskriminierung wagen! Zentrale Aspekte zur Stärkung des rechtlichen Diskriminierungsschutzes. Die 11 wichtigsten Änderungsforderungen aus zivilgesellschaftlicher Sicht. https://static1.squarespace.com/static/57ea5d2920099e3d1d3c150b/t/63da51014b07a74f05382d6a/1675251978514/2023-02-01\_Stellungnahme\_RZ.+NR.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Bürgerschaft der Freien und Hansestadt Hamburg (24.01.2020): Zugänglichkeit und Barrierefreiheit von Bürgerschafts-Wahllokalen für Menschen mit Behinderungen – Wie ist der Stand? Schriftliche Kleine Anfrage der Abgeordneten Cansu Özdemir (DIE LINKE) vom 16.01.20 und Antwort des Senats, Drucksache 21/19754. https://www.buergerschaft-hh.de/parldok/dokument/69478/zugaenglichkeit\_und\_barrierefreiheit\_von\_buergerschafts\_wahllokalen\_fuer\_menschen\_mit\_behinderungen\_wie\_ist\_der\_stand.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Bundesarbeitsgemeinschaft der überörtlichen Träger der Sozialhilfe und der Eingliederungshilfe (BAGüS) (2023): BAGüS-Kennzahlenvergleich Eingliederungshilfe 2022. Berichtsjahr 2021. https://www.lwl.org/spur-download/bag/Bericht\_2023\_final.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz (2018a): Umsetzung des Erforderlichkeitsgrundsatzes in der betreuungsrechtlichen Praxis im Hinblick auf vorgelagerte „andere Hilfen“ unter besonderer Berücksichtigung des am 1.7.2014 in Kraft getretenen Gesetzes zur Stärkung der Funktionen der Betreuungsbehörde. Köln: Bundesanzeiger Verlag. https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Fachinformationen/Abschlussbericht\_BandI+II\_Forschungsvorhaben\_Erforderlichkeitsgrundsatz.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=1 (retrieved on 28/06/2023)**

**Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz (2018b): Qualität in der rechtlichen Betreuung. Abschlussbericht. Köln: Bundesanzeiger Verlag. https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Service/Fachpublikationen/Forschungsbericht\_Qualitaet\_rechtliche\_Betreuung.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=2 (retrieved on 28/06/2023)**

**Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2014): Beteiligungsprozess zur Reform der Eingliederungshilfe. Breite Konsultation folgt dem Grundsatz "Nichts über uns – ohne uns". https://www.bmas.de/DE/Service/Presse/Pressemitteilungen/2014/beteiligungsprozess-reform-eingliederungshilfe-startet.html (retrieved on 28/06/2023)**

**Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2021): Dritter Teilhabebericht der Bundesregierung über die Lebenslagen von Menschen mit Beeinträchtigungen. Teilhabe – Beeinträchtigung – Behinderung. https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/Publikationen/a125-21-teilhabebericht.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=7 (retrieved on 28/06/2023)**

**Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung (2020): Reformkonzept „BMZ 2030“. Umdenken – Umsteuern. https://www.bmz.de/resource/blob/24906/smaterialie510-bmz2030-reformkonzept.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Bundesministerium für Wohnen, Stadtentwicklung und Bauwesen (2022): Bündnis bezahlbarer Wohnraum. Maßnahmen für eine Bau-, Investitions- und Innovationsoffensive. https://www.bmwsb.bund.de/SharedDocs/downloads/Webs/BMWSB/DE/veroeffentlichungen/wohnen/buendnis-wohnraum/20221012-buendnis-massnahmen.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=1 (retrieved on 28/06/2023)**

**Bundesregierung (2017): Lebenslagen in Deutschland. Der Fünfte Armuts- und Reichtumsbericht der Bundesregierung. https://www.armuts-und-reichtumsbericht.de/SharedDocs/Downloads/Berichte/5-arb-langfassung.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=6 (retrieved on 28/06/2023)**

**Bundesregierung (2022): Lebenslagen in Deutschland. Der Sechste Armuts- und Reichtumsbericht der Bundesregierung. https://www.armuts-und-reichtumsbericht.de/SharedDocs/Downloads/Berichte/sechster-armuts-reichtumsbericht.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=6 (retrieved on 28/06/2023)**

**Bundesweite Arbeitsgemeinschaft der psychosozialen Zentren für Flüchtlinge und Folteropfer (BAfF) (2020): Identifizierung besonderer Schutzbedürftigkeit am Beispiel von Personen mit Traumafolgestörungen. Status quo in den Bundesländern, Modelle und Herausforderungen. https://www.baff-zentren.org/wp-content/uploads/2020/11/BAfF\_Reader\_Identifizierung.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung (2019): Verhütungsverhalten Erwachsener. Ergebnisse der Repräsentativbefragung 2018. https://shop.bzga.de/pdf/13317300.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Change.org (2020): Petition: Lieber Jens Spahn: Corona-Infos auch in Gebärdensprache für Gehörlose! https://www.change.org/p/corona-infos-auch-in-geb%C3%A4rdensprache-f%C3%BCr-geh%C3%B6rlose-jensspahn-bmg-bund-rki-de-regsprecher-bzga-de-covid19-coronavirus-rechtaufgeb%C3%A4rdensprache ((retrieved on 28/06/2023)**

**Citizens for Europe (24.03.2021): Vielfalt im Film. Vorstellung der ausgewählten Ergebnisse der Umfrage unter Filmschaffenden zu Vielfalt und Diskriminierung vor und hinter der Kamera. https://vielfaltimfilm.de/wp-content/uploads/2021/03/Ergebnisse\_Vielfalt\_im\_Film-min.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**DB Fernverkehr AG (2022): Geschäftsbericht 2021. https://ir.deutschebahn.com/fileadmin/Deutsch/2021/Berichte/DB21\_Fernverkehr\_AG\_web\_\_1\_.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Der Paritätische (2021): Der Paritätische Teilhabebericht 2021. Armut von Menschen mit Behinderung im Rahmen des Projekts: „Teilhabeforschung: Inklusion wirksam gestalten“. https://www.der-paritaetische.de/fileadmin/user\_upload/Publikationen/doc/211202\_Teilhabebericht-2021\_web.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Deschermeier, Philipp u.a. (2020): Evaluation des KfW-Förderprogramms „Altersgerecht Umbauen (Barrierereduzierung – Einbruchschutz)“. Kurzfassung. Darmstadt: Institut Wohnen und Umwelt (IWU). https://www.kfw.de/PDF/Download-Center/Konzernthemen/Research/PDFDokumente-alle-Evaluationen/Evaluation-AU\_KF.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutsche Bahn (2023): Barrierefreie Bahnhöfe. https://www.deutschebahn.com/de/geschaefte/infrastruktur/bahnhof/Barrierefreie-Bahnhoefe-8121530 (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutscher Bahnkunden-Verband e.V. (06.09.2021): Barrierefreier ÖPNV und Fernverkehr. Vorstellung der Auswertung von 65 Nahverkehrsplänen in Deutschland zum Thema Barrierefreiheit. Vortrag. https://bahnkunden.de/images/OeffentlicheDokumente/2021-09-06\_fgq\_vortrag\_barrierefreiheit\_compressed.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutscher Behindertenrat (06.11.2018): "Nichts über uns ohne uns" - zur Entwicklung von Partizipationsstandards im nationalen und europäischen Kontext. https://www.vdk.de/deutscher-behindertenrat/mime/00110443D1543250242.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutscher Bibliotheksverband (dbv) (2022): Bericht zur Lage der Bibliotheken. Zahlen und Fakten 2022/2023. https://www.bibliotheksverband.de/sites/default/files/2022-10/Bericht%20zur%20Lage%20der%20Bibliotheken\_2022-23\_web.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutscher Bundestag (22.06.2021): Inklusion von Menschen mit Behinderungen in der Entwicklungszusammenarbeit. Antwort der Bundesregierung auf die Kleine Anfrage der Abgeordneten Jens Beeck, Alexander Graf Lambsdorff, Olaf in der Beek, weitere Abgeordneter und der Fraktion der FDP, Drucksache 19/30892**

**Deutscher Bundestag (11.11.2022): Unterrichtung durch die Bundesregierung. Bericht der Bundesregierung über die Wirkungen der Novellierungen des Gesetzes zur Weiterentwicklung des Behindertengleichstellungsrechts, Drucksache 20/4440**

**Deutscher Bundestag (23.12.2022): Unterrichtung durch die Bundesregierung. Bericht zum Stand und zu den Ergebnissen der Maßnahmen nach Artikel 25 Absatz 2 bis 4 des Bundesteilhabegesetzes, Drucksache 20/5150**

**Deutsches Institut für Menschenrechte (2018): Entwicklung der Menschenrechtssituation in Deutschland. Juli 2017 – Juni 2018. Bericht an den Deutschen Bundestag gemäß § 2 Absatz 5 DIMRG. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/entwicklung-der-menschenrechtssituation-in-deutschland-juli-2017-juni-2018 (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutsches Institut für Menschenrechte (2022a): Jahresbericht 2021. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/jahresbericht-2021 (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutsches Institut für Menschenrechte (2022b): Bedarfe von geflüchteten Menschen mit Behinderungen berücksichtigen. Mängel im Aufnahmeverfahren müssen behoben werden. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/bedarfe-von-gefluechteten-menschen-mit-behinderungen-beruecksichtigen (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutsches Institut für Menschenrechte, Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention (2018): Geflüchtete Menschen mit Behinderungen. Handlungsnotwendigkeiten für eine bedarfsgerechte Aufnahme in Deutschland. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/gefluechtete-menschen-mit-behinderungen (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutsches Institut für Menschenrechte, Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention (2019): Wer Inklusion will, sucht Wege. Zehn Jahre UN-Behindertenrechtskonvention in Deutschland. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/wer-inklusion-will-sucht-wege (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutsches Institut für Menschenrechte, Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention (2020): Zukunftspotenzial entfalten. Die Aktionspläne der Länder zur Umsetzung der UN-Behindertenrechtskonvention. Berlin: Deutsches Institut für Menschenrechte. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/zukunftspotenzial-entfalten (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutsches Institut für Menschenrechte, Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention (2021a): Politische Partizipation von Menschen mit Behinderungen in Berlin. Erfahrungen, Herausforderungen und Handlungsempfehlungen. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/fileadmin/Redaktion/Publikationen/Weitere\_Publikationen/Bericht\_Politische\_Partizipation\_von\_Menschen\_mit\_Behinderungen\_in\_Berlin.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutsches Institut für Menschenrechte, Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention (2021b): Stellungnahme zum Gesetzentwurf des Bundesministeriums für Arbeit und Soziales zur Umsetzung der Richtlinie (EU) 2019/882 über die Barrierefreiheitsanforderungen für Produkte und Dienstleistungen (European Accessibility Act). https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/zum-gesetzesentwurf-zur-umsetzung-des-bundesministeriums-fuer-arbeit-und-soziales-zur-umsetzung-der-richtlinie-eu-2019882-ueber-die-barrierefreiheitsanforderungen-fuer-produkte-und-dienstleistungen-european-accessibility-act (retrieved on 28/06/2023)**

**Deutsches Institut für Menschenrechte, Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention (2023): Bericht zum Recht auf Persönliche Mobilität in Berlin (Arbeitstitel). Berlin: Deutsches Institut für Menschenrechte (not published yet)**

**DEval (2017): Evaluation of the BMZ Action Plan for the Inclusion of Persons with Disabilities. https://www.deval.org/fileadmin/Redaktion/PDF/05-Publikationen/Berichte/2017\_API/DEval\_Bericht\_APInklusion\_2017\_EN.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**DEval (2021): Human rights in German development policy. Part 1: The human rights strategy and its implementation. https://www.deval.org/fileadmin/Redaktion/PDF/05-Publikationen/Berichte/2021\_Menschenrechte/Report\_DEval\_2021\_Human\_Rights\_web.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Engels, Dietrich u.a. (2022): Studie zu einem transparenten, nachhaltigen und zukunftsfähigen Entgeltsystem für Menschen mit Behinderungen in Werkstätten für behinderte Menschen und deren Perspektiven auf dem allgemeinen Arbeitsmarkt. Zweiter Zwischenbericht. Berlin: Bundesministerium für Arbeit und Soziales. https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/Publikationen/Forschungsberichte/fb-607-entgeltsystem-fuer-menschen-mit-behinderungen.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=5 (retrieved on 28/06/2023)**

**Expertengruppe zur Bekämpfung von Gewalt gegen Frauen und häuslicher Gewalt (GREVIO) (2022): Verhütung und Bekämpfung von Gewalt gegen Frauen und häuslicher Gewalt. Erster Bericht des Expertenausschusses (GREVIO) zur Umsetzung des Übereinkommens des Europarats vom 11. Mai 2011 (Istanbul-Konvention) in Deutschland. Berlin: Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend. https://www.bmfsfj.de/resource/blob/202386/3699c9bad150e4c4ff78ef54665a85c2/grevio-evaluierungsbericht-istanbul-konvention-2022-data.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (2019): Inclusion of persons with disabilities in German development cooperation. https://www.bmz.de/resource/blob/49018/strategiepapier501-inclusion.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Federal Ministry of Labour and Social Affairs (2021): Report by the Federal Republic of Germany to the European Commission on periodic monitoring of compliance the accessibility requirements of websites and mobile applications public sector bodies referred to in Article 8 of Directive (EU) 2016/2102 (1st reporting period 01.01.2020-22.12.2021). https://ec.europa.eu/newsroom/dae/redirection/document/82496 (retrieved on 28/06/2023)**

**Feißt, Martin/ Lewe, Ulrich / Kammeier, Heinz (01.03.2022): Plädoyer für eine Transformation der Maßregeln der §§ 63 und 64 StGB. Organisationale, empirische und rechtspolitische Argumente für eine Änderung des Sanktionenrechts. Ein Positionspapier im Auftrag der Deutschen Gesellschaft für Soziale Psychiatrie e.V. https://www.dgsp-ev.de/fileadmin/user\_files/dgsp/pdfs/Stellungnahmen/2022/Plaedoyer\_fuer\_eine\_Transformation\_der\_Massregel.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Forsa (16.10.2020): Inklusion an Schulen aus Sicht der Lehrkräfte in Deutschland. Meinungen, Einstellungen und Erfahrungen. Ergebnisse einer repräsentativen Befragung von Lehrerinnen und Lehrern. https://www.vbe.de/fileadmin/user\_upload/VBE/Service/Meinungsumfragen/2020-11-04\_forsa-Inklusion\_Text\_Bund.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Gerland, Juliane / Keuchel, Susanne / Merkt, Irmgard (Ed.) (2016): Kunst, Kultur und Inklusion. Teilhabe am künstlerischen Arbeitsmarkt. Regensburg: ConBrio. http://kultur-und-inklusion.net/wp-content/uploads/2016/09/Netzwerk\_Kultur\_Inklusion\_Tagungs-Dokumentation.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**German Institute for Human Rights (2017): Executive Summary: Development of the human rights situation in Germany. July 2016 — June 2017. Report to the German Federal Parliament in accordance with section 2 (5) of the Act regarding the Legal Status and Mandate of the German Institute for Human Rights. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/executive-summary-development-of-the-human-rights-situation-in-germany-july-2016-june-2017 (retrieved on 28/06/2023)**

**German Institute for Human Rights (2018): Executive Summary: Development of the human rights situation in Germany. July 2017 — June 2018. Report to the German Federal Parliament in accordance with section 2 (5) of the Act regarding the Legal Status and Mandate of the German Institute for Human Rights. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/executive-summary-development-of-the-human-rights-situation-in-germany-july-2017-june-2018 (retrieved on 28/06/2023)**

**German Institute for Human Rights (2020): Executive Summary: Development of the human rights situation in Germany. July 2019 — June 2020. Report to the German Federal Parliament in accordance with section 2 (5) of the Act on the Legal Status and Mandate of the German Institute for Human Rights. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/executive-summary-development-of-the-human-rights-situation-in-germany-july-2019-june-2020 (retrieved on 28/06/2023)**

**German Institute for Human Rights (2021): Executive Summary: Development of the human rights situation in Germany. July 2020 — June 2021. Report to the German Federal Parliament in accordance with section 2 (5) of the Act on the Legal Status and Mandate of the German Institute for Human Rights. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/executive-summary-development-of-the-human-rights-situation-in-germany-july-2020-june-2021 (retrieved on 28/06/2023)**

**German Institute for Human Rights (2022): Executive Summary: Development of the human rights situation in Germany. July 2021 — June 2022. Report to the German Federal Parliament in accordance with section 2 (5) of the Act on the Legal Status and Mandate of the German Institute for Human Rights. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/executive-summary-developments-of-the-human-rights-situation-in-germany-july-2021-june-2022 (retrieved on 28/06/2023)**

**German Institute for Human Rights, CRPD National Monitoring Mechanism (2015): Parallel Report to the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities in the context of the examination of the Initial Report of Germany under Article 35 of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/publikationen/detail/parallel-report-to-the-un-committee-on-the-rights-of-persons-with-disabilities (retrieved on 28/06/2023)**

**Heuser, Helene (2021): Die Identifizierung von Vulnerabilitäten im Asylverfahren am Beispiel der Betroffenheit von Menschenhandel. In: Heuser, Helene / Junghans, Jakob / Kluth, Winfried (Ed.): Der Schutz vulnerabler Personen im Flucht- und Migrationsrecht. Grundlagen, Identifizierung und bedarfsgerechte Maßnahmen am Beispiel der Betroffenen von Menschenhandel. Halle: Universitätsverlag Halle-Wittenberg, pp. 31–76**

**Institut für angewandte Sozialwissenschaft (infas) (2022): Summary. Representative survey on the participation of people with disabilities. https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/Publikationen/Forschungsberichte/fb-598-representative-survey-participation-summary.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=3 (retrieved on 28/06/2023)**

**Janda, Constanze (2021): Existenzminimum, Gleichbehandlung, Menschenwürde. Rechtliche Anforderungen an die Gesundheitsversorgung von Asylsuchenden. In: Nowak, Anna Christina / Krämer, Alexander / Schmidt, Kerstin (Ed.): Flucht und Gesundheit. Facetten eines interdisziplinären Zugangs. Baden-Baden: Nomos-Verlag, pp. 31–49**

**Klasen, Bernd (2023): § 1830 BGB: Sterilisation. In: Viefhues, Wolfram (Ed.): Juris Praxiskommentar BGB: Familienrecht, 10. Auflage. Saarbrücken: Juris, p. 2**

**Köbsell, Swantje (2020): Intersektionalität für Anfänger\*innen – erklärt am Beispiel Behinderung und Geschlecht. In: Nolte, Cordula (Ed.): Dis/ability History Goes Public – Praktiken und Perspektiven der Wissensvermittlung. Bielefeld: transcript, pp. 115–152**

**Landesfrauenbeauftragte der Freien Hansestadt Bremen / Landesbehindertenbeauftragter der Freien Hansestadt Bremen (2023): Positionspapier: Entwicklung einer Grundlage für eine sachgerechte, ethisch verantwortliche und rechtssichere Anwendung von nicht-invasiven Pränataltests. https://www.behindertenbeauftragter.bremen.de/sixcms/media.php/13/2022-12-20%20-%20Positionspapier%20des%20LBB%20und%20der%20ZGF%20-%20mgl.%20Bundesratsinitiative.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Landtag von Sachsen-Anhalt (24.06.2020): Öffentlicher Nahverkehr für alle - Nutzungshindernisse abbauen, Mobilität ermöglichen. Antwort der Landesregierung auf die große Anfrage, Drucksache 7/6213. https://padoka.landtag.sachsen-anhalt.de/files/drs/wp7/drs/d6213gag.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Leeb, Christina-Maria / Weber, Martin (2015): Die Dreimonatsspritze zur Schwangerschaftsverhütung bei betreuten Frauen. In: BtPrax 24 (2), pp. 45–48**

**Michel, Marion u.a. (2017): Unterstützte Elternschaft. Angebote für behinderte und chronisch kranke Eltern – Analyse zur Umsetzung des Artikels 23 der UN-BRK. Abschlussbericht. Leipzig: Universität Leipzig. https://bidok.library.uibk.ac.at/obvbidoa/download/pdf/6714906?originalFilename=true (retrieved on 28/06/2023)**

**Saner, Paner / Vögele, Sophie / Vessely, Pauline (2016): Schlussbericht Art - School – Differences. Researching inequalities and normativites in the field of higher art education. Zürich: Institute for Art Education. https://blog.zhdk.ch/artschooldifferences/files/2016/10/ASD\_Schlussbericht\_final\_web\_verlinkt.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Schmidt, Thomas (2019): Macht und Struktur im Theater. Asymmetrien der Macht. Wiesbaden: Springer VS**

**Schmitt-Schäfer, Thomas / Henking, Tanja / Brieger, Peter (2022): Gutachten einer wissenschaftlichen Untersuchung über die Anwendung von freiheitsentziehenden Maßnahmen (FeM) in Einrichtungen für Menschen mit Behinderungen in Bayern. Gutachten im Auftrag des Bayerischen Staatsministeriums für Gesundheit und Pflege, Wittlich, Würzburg, München. https://kbo-iak.de/fileadmin/Direktorium/FME/2022\_09\_01\_Bericht\_FeM\_final.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Schröttle, Monika u.a. (2013): Lebenssituation und Belastungen von Frauen mit Behinderungen und Beeinträchtigungen in Deutschland. Ergebnisse der quantitativen Befragung – Endbericht. Berlin: Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend. https://www.bmfsfj.de/resource/blob/94206/1d3b0c4c545bfb04e28c1378141db65a/lebenssituation-und-belastungen-von-frauen-mit-behinderungen-langfassung-ergebnisse-der-quantitativen-befragung-data.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Schröttle, Monika / Hornberg, Claudia (2014): Gewalterfahrungen von in Einrichtungen lebenden Frauen mit Behinderungen – Ausmaß, Risikofaktoren, Prävention – Endbericht. Berlin: Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend. https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/publikationen/gewalterfahrungen-von-in-einrichtungen-lebenden-frauen-mit-behinderungen-83144 (retrieved on 28/06/2023)**

**Schröttle, Monika u.a. (2021): Gewaltschutzstrukturen für Menschen mit Behinderungen – Bestandsaufnahme und Empfehlungen. Berlin: Bundesministerium für Arbeit und Soziales. https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/Publikationen/Forschungsberichte/fb-584-gewaltschutzstrukturen-fuer-menschen-mit-behinderungen.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=5 (retrieved on 28/06/2023)**

**Sekretariat der Kultusministerkonferenz (2022): Sonderpädagogische Förderung in allgemeinen Schulen (ohne Förderschulen) 2021/2022. https://www.kmk.org/dokumentation-statistik/statistik/schulstatistik/sonderpaedagogische-foerderung-an-schulen.html https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/Statistik/Dokumentationen/Aus\_SoPae\_Int\_2021.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**SPD / BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN / FDP (2021): Mehr Fortschritt wagen. Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit. Koalitionsvertrag 2021 – 2025 zwischen der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SPD), BÜNDNIS 90 / DIE GRÜNEN und den Freien Demokraten (FDP). https://www.bundesregierung.de/resource/blob/974430/1990812/1f422c60505b6a88f8f3b3b5b8720bd4/2021-12-10-koav2021-data.pdf?download=1 (retrieved on 28/06/2023)**

**Steinhart, Ingmar / Wienberg, Günter (2017): Fast alles geht auch ambulant – ein funktionales Basismodell als Standard für die gemeindepsychiatrische Versorgung. In: Steinhart, Ingmar / Wienberg, Günter (Ed.): Rundum ambulant. Funktionales Basismodell psychiatrischer Versorgung in der Gemeinde. Köln: Psychiatrie Verlag, pp. 22–44**

**Themis-Vertrauensstelle gegen sexuelle Belästigung und Gewalt e. V. (2020): Grenzen der Grenzenlosigkeit. Machtstrukturen, sexuelle Belästigung und Gewalt in der Film-, Fernseh- und Bühnenbranche. https://themis-vertrauensstelle.de/wp-content/uploads/2020/04/THEMIS\_Interviewstudie\_April-2020.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Thüringer Landtag (15.10.2021): Barrierefreiheit in Thüringen – Barrierefreiheit von Wahllokalen. Kleine Anfrage der Abgeordneten Meißner (CDU) und Antwort des Thüringer Ministeriums für Inneres und Kommunales, Drucksache 7/4244. https://parldok.thueringer-landtag.de/ParlDok/dokument/83740/barrierefreiheit\_in\_thueringen\_barrierefreiheit\_von\_wahllokalen.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Tolmein, Oliver (2019): EU-Fahrgastrechte und die Beförderungssituation von Menschen mit Behinderungen im deutschen Bahnverkehr. Gutachten erstattet für die Schlichtungsstelle nach dem Behindertengleichstellungsgesetz, Berlin. https://www.schlichtungsstelle-bgg.de/SharedDocs/Downloads/Webs/SchliBGG/DE/AS/Tolmein-Gutachten.pdf?\_\_blob=publicationFile&v=2 (retrieved on 28/06/2023)**

**UN, Committee on the Rights of Persons with Disabilities (27.10.2017): General comment No. 5 (2017) on living independently and being included in the community, UN Doc. CRPD/C/GC/5**

**UN, Committee on the Rights of Persons with Disabilities (21.12.2021): Combined second and third reports submitted by Germany under article 35 of the Convention, pursuant to the optional reporting procedure, due in 2019, UN Doc. CRPD/C/DEU/2-3**

**UN, Special Rapporteur on the Rights of Persons with Disabilities (28.12.2022): Transformation of services for persons with disabilities, UN Doc. A/HRC/52/32**

**VENRO (2023): More bindingness for people with disabilities. Civil society expectations for the Global Disability Summit 2025. https://venro.org/fileadmin/user\_upload/Dateien/Daten/Publikationen/Standpunkte/Standpoint\_Global\_Disability\_Summit\_en.pdf (retrieved on 28/06/2023)**

**Verband Deutscher Verkehrsunternehmen e.V. (2021): Statistik 2020. https://www.vdv.de/vdv-statistik-2020.pdfx?forced=true (retrieved on 28/06/2023)**

**Zimmermann, Olaf (2017): Inklusive Aus- und Weiterbildung für Künstlerinnen und Künstler. In: Gerland, Juliane / Keuchel, Susanne / Merkt, Irmgard (Ed.): Kunst, Kultur und Inklusion. Ausbildung für künstlerische Tätigkeit von und mit Menschen mit Behinderung. Regensburg: ConBrio, pp. 21–23**

**Zinkler, Martin (2023): Bewältigung von Krisen in psychiatrischen Einrichtungen ohne Zwang. Die neuen Leitlinien für die gemeindepsychiatrischen Dienste der Weltgesundheitsorganisation im Verhältnis zur Situation in Deutschland. In: Recht & Psychiatrie 41 (1), pp. 48–55**

**Zinsmeister, Julia (2012): Zur Einflussnahme rechtlicher Betreuerinnen und Betreuer auf die Verhütung und Familienplanung der Betreuten. In: BtPrax 21 (6), pp. 227-232**

**Zinsmeister, Julia (2017): Behinderungen reproduktiver Freiheit und Gesundheit. In: Zeitschrift des Deutschen Juristinnenbundes 20 (1), p. 16**

| 奥付  ドイツ人権機関  German Institute for Human Rights  Zimmerstraße 26/27, 10969 Berlin, Germany  Phone: +49 30 25 93 59-0  info@institut-fuer-menschenrechte.de  www.institut-fuer-menschenrechte.de  2023年7月  LICENSE: クリエイティブ・コモンズ (CC BY-NC-ND 4.0)  https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.en |  |
| --- | --- |

1. ドイツ人権機関、CRPD国内監視機関（German Institute for Human Rights, CRPD National Monitoring Mechanism）（2015年）p.4。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 市民社会との協議については、[https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/das-institut/abteilungen/mo](https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/das-institut/abteilungen/monitoring-stelle-un-behindertenrechtskonvention/verbaendekonsultation)nitoring-stelle-un-behindertenrechtskonvention/verbaendekonsultation（2023 年 6 月 28 日検索）を参照。 [↑](#footnote-ref-3)
3. 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales） (2014)。 [↑](#footnote-ref-4)
4. ドイツ人権機関（Deutsches Institut für Menschenrechte）, （国連障害者権利条約 監視機関（Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention） (2021a); ドイツ障害者協議会（Deutscher Behindertenrat） (06.11.2018) 。 [↑](#footnote-ref-5)
5. ヘッセン州連邦省共通職務規則（GGO: Gemeinsamen Geschaftsordnung der Bundesministerien）第32節（同規則 付録2と関連して）; ノルトライン＝ヴェストファーレン州包摂原則法（IGG: Inklusionsgrundsätzege setz）第6条第2項； 2021年ベルリン州機会均等法（State Equal Opportunities Act Berlin）第8条第4項には、これまでで最も広範囲に及ぶ要件が盛り込まれている： 「法律が起草され、準法規が制定される際、そして既存の法律においても、障害のある人が平等で完全かつ効果的な社会参加の権利において差別されたり、妨げられたりしないことが保証されなければならない。基準の定期的な見直しを規定するために、適切な規則を定めなければならない。」 [↑](#footnote-ref-6)
6. テューリンゲン州2016、ザクセン＝アンハルト州2014/15、ベルリン州2013/2014。 [↑](#footnote-ref-7)
7. ブレーメン連邦州では、NIPTの偽陽性率は30％であった（Bremische Bürgerschaft 13.03.2023, p. 2）。 [↑](#footnote-ref-8)
8. 自由ハンザ都市ブレーメン女性代表（Landesfrauenbeauftragte der Freien Hansestadt Bremen） / 自由ハンザ都市ブレーメン障害者委員会委員（Landesbehindertenbeauftragter der Freien Hansestadt Bremen） (2023) 。 （訳注　自由ハンザ都市ブレーメンはブレーメン州の正式名称．） [↑](#footnote-ref-9)
9. 同上。 [↑](#footnote-ref-10)
10. いわゆるバルク（一括）取引、保険契約、（限定的ではあるが）住宅賃貸契約。 [↑](#footnote-ref-11)
11. ベルリン州労働裁判所によるもの。ヘッセン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ラインラント＝プファルツ州など他の州では、州による差別禁止法の制定を計画している。 [↑](#footnote-ref-12)
12. ブランデンブルク州とバーデン＝ヴュルテンベルク州を除く。 [↑](#footnote-ref-13)
13. 例えば、学校法、公共交通法、大学法など。 [↑](#footnote-ref-14)
14. 例えば、ベルリン移動法第26条第7項を参照。 [↑](#footnote-ref-15)
15. 障害者平等法第12条および第12e条参照。） [↑](#footnote-ref-16)
16. AGG即刻!改革同盟（Bündnis AGG Reform-Jetzt!）(2022); バーグハーンほか（Berghahn u.a.） (2016) 。 [↑](#footnote-ref-17)
17. ドイツ連邦議会（Deutscher Bundestag） (11.11.2022), pp.101, 348。 [↑](#footnote-ref-18)
18. 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales） (2021), pp.37, 50。 [↑](#footnote-ref-19)
19. ケプセル（Köbsell）（2020）。 [↑](#footnote-ref-20)
20. 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）（2021年）； アクツィオーン・メンシュ（Aktion Mensch）（2021）。 [↑](#footnote-ref-21)
21. ドイツ連邦議会（Deutscher Bundestag） (11.11.2022), p.6参照。 [↑](#footnote-ref-22)
22. 児童・青少年強化法（KJSG: Kinder- und Jugendstärkungsgesetz） 第1条 12項（社会福祉法典 第VIII編第10節の改正）。 [↑](#footnote-ref-23)
23. 児童・青少年強化法 第1条 14項（社会福祉法典 第VIII編第10b節の序文）。 [↑](#footnote-ref-24)
24. これは、連邦家族・高齢者・女性・青少年省が運営する「目標に向かって共に：私たちは包摂的な児童・青少年サービスを形成している」と題されたイベントに招かれた専門家たちの中心的な要求のひとつであった[。http](https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/aktuelles/alle-meldungen/gemeinsam-zum-ziel-inklusive-kinder-und-jugendhilfe-gestalten-195938)s://www.bmfsfj.de/bmfsfj/aktuelles/alle-meldungen/gemeinsam-zum-ziel-inklusive-kinder-und-jugendhilfe-gestalten-195938（2023年6月28日アクセス）。 [↑](#footnote-ref-25)
25. 詳しくは、ドイツ人権機関、国連人権条約監視機関（Deutsches Institut für Menschenrechte, Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention）（2021b）を参照。 [↑](#footnote-ref-26)
26. デッシャーマイヤーほか（Deschermeier u.a.）(2020), p. 35。 [↑](#footnote-ref-27)
27. 連邦住宅省「都市開発と建設」（Bundesministerium für Wohnen, Stadtentwicklung und Bauwesen） (2022), pp.58-59。 [↑](#footnote-ref-28)
28. 感染保護法（Infection Protection Act）第5c条[。https://www.gesetze-im-internet.de/ifsg/BJNR104510000.html](https://www.gesetze-im-internet.de/ifsg/BJNR104510000.html) (2023/06/28アクセス)。 [↑](#footnote-ref-29)
29. 連邦憲法裁判所*（Bundesverfassungsgericht）*（2021）：2021年12月16日付決定、1 BvR 1541/20。 [↑](#footnote-ref-30)
30. シュピーゲル オンライン（2021年7月16日）（Spiegel-Online (16.07.2021)）：ラインラント・プファルツ州の洪水被害者。障害者向け住宅で12人が死亡。 <https://www.spiegel.de/panorama/sinzig-zwoelf-tote-in-wohnheim-fuer-menschen-mit-behinderung-a-846e8ca7-8687-4e26-b317-903c6a4a54a9> (retrieved on 28/06/2023) 。　（訳注　シュピーゲル オンラインはドイツのニュースWebサイト） [↑](#footnote-ref-31)
31. ドイツ人権機関（German Institute for Human Rights）（2021）、pp.10以降。 [↑](#footnote-ref-32)
32. 連邦司法・消費者保護省（Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz） (2018b), p. 37。 [↑](#footnote-ref-33)
33. ドイツ民法典（BGB: Bürgerliches Gesetzbuch) 第1804-1881条。 [↑](#footnote-ref-34)
34. 新版ドイツ民法典（BGB）第1821条参照。 [↑](#footnote-ref-35)
35. 連邦司法・消費者保護省（Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz） (2018a), p. 348。 [↑](#footnote-ref-36)
36. 連邦司法・消費者保護省（Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz） (2018a) 。 [↑](#footnote-ref-37)
37. 連邦司法・消費者保護省（Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz） (2018b), pp.285以降. [↑](#footnote-ref-38)
38. 連邦憲法裁判所*（Bundesverfassungsgericht）*（2016）：2016年7月26日第一上院（First Senate　訳注　上院のことと思われる）決定、1 BvL 8/15, paras.1-103。 [↑](#footnote-ref-39)
39. 連邦憲法裁判所*（Bundesverfassungsgericht）*（2021）：2021年11月2日第一上院第二部会（Second Chamber）決定、1 BvR 1575/18, para.1-103。 [↑](#footnote-ref-40)
40. ツィンクラー（Zinkler） (2023), p. 50。 [↑](#footnote-ref-41)
41. シュミット－シェーファー（Schmitt-Schäfer） / ヘンキング（Henking） / ブリーガー（Brieger） (2022), p. 11。 [↑](#footnote-ref-42)
42. フライスト（Feißt）/レーヴェ（Lewe）/カンマイヤー（Kammeier） （2022年3月1日）。 [↑](#footnote-ref-43)
43. 2017年7月17日、BGB 第2巻1631bに従って、ドイツでは、自由権剥奪措置の適用前に家庭裁判所の許可を得ることを導入した法律により、子どもに適用される自由権剥奪措置には家庭裁判所の許可が必要となった。とはいえ、障害児の保護・治療措置は、これらもまた自由を奪う可能性があるにもかかわらず、司法の法的規定の対象ではない。 [↑](#footnote-ref-44)
44. ドイツ人権機関（German Institute for Human Rights） （2018） p6。 [↑](#footnote-ref-45)
45. ドイツ人権機関(2018), pp. 64f.; ツィンクラー（Zinkler）(2023), pp.52f. [↑](#footnote-ref-46)
46. ブリーガー（Brieger） (2022), p. 34; シュタインハート（Steinhart） / ワインバーグ（Wienberg） (2017), pp.23以降。 [↑](#footnote-ref-47)
47. シュレッテルほか（Schröttle u.a.）(2013); シュレッテル／ホルンベルグ（Schröttle / Hornberg） (2014); 特別な支援を必要とする人のための大規模な居住施設であるヴィッテキントスホフでの事件については、以下を参照： スュドイチェ・ツァイトゥング紙*（Süddeutsche Zeitung*　訳注　ドイツの定期購読日刊紙*）* (12/01/2021)　「特別支援施設での虐待　監禁・拘束」　[https://www.](https://www.sueddeutsche.de/panorama/bad-oeynhausen-wittekindshof-missbrauchsvorwuerfe-behinderteneinrichtung-1.5172416)sueddeutsche.de/panorama/bad-oeynhausen-wittekindshof-missbrauchsvorwuerfe-behinderteneinrichtung-1.5172416; 障害者作業所における暴力事件については、以下を参照：RTL（27/02/2017）　チーム・ウォールラフ「このような状況は障害者施設でも起こりうる」　<https://www.rtl.de/cms/team-wallraff-diese-zustaende-koennen-in-einrichtungen-fuer-menschen-mit-behinderungen-entstehen-4088154.html> (いずれも2023年6月28日検索)。　（訳注　RTLは、RTLニュース制作会社。チーム・ウォールラフ（Team Wallraff）は、調査報道ジャーナリスト、ギュンター・ヴァルラフ氏のグループ） [↑](#footnote-ref-48)
48. ドイツの女性保護施設は、需要を満たすには少なすぎる。バリアフリーの施設はさらに少ない。国連女性差別撤廃委員会（CEDAW: Committee on the Elimination of Discrimination against Women）はすでに2009年にこのことを懸念して提起し、イスタンブール条約の専門家グループ（GREVIO: Group of Experts on Action against Violence against Women and Domestic Violence）は2022年にこのことを改めて指摘した。 [↑](#footnote-ref-49)
49. シュレッテルほか（Schröttle u.a.）.(2021年)； ドイツ障害者福祉庁長官（Beauftragter der Bundesregierung für die Belange von Menschen mit Behinderungen）／ドイツ人権機関（Deutsches Institut für Menschenrechte） (2022年)； 女性と家庭の暴力防止専門家グループ(GREVIO)(2022年)を参照。 [↑](#footnote-ref-50)
50. 連邦健康教育センター（Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung） (2019); ジンスマイスター（Zinsmeister） (2017) 。 [↑](#footnote-ref-51)
51. ジンスマイスター（Zinsmeister）（2017）。 [↑](#footnote-ref-52)
52. クラセン（Klasen）（2023年）。 [↑](#footnote-ref-53)
53. ジンスマイスター（Zinsmeister）（2017）。 [↑](#footnote-ref-54)
54. 連邦健康教育センター(2019); リーブ（Leeb） / ウェーバー（Weber） (2015); ジンスマイスター（Zinsmeister） (2012, 2017)。 [↑](#footnote-ref-55)
55. ミシェルほか（Michel u.a.）（2017）。 [↑](#footnote-ref-56)
56. 2013年6月26日付、国際保護申請者の受け入れ基準を定めた欧州議会及び理事会指令、（2013/33/EU） （Directive of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 laying down standards for the reception of applicants for international protection, dated 29/6/2013 (2013/33/EU)）<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/DE/TXT/?uri=celex%3A32013L0033> (retrieved on 28/06/2023)（2023年6月28日アクセス）。 [↑](#footnote-ref-57)
57. 亡命法第44条2a項および第53条3項参照; ホイザー（Heuser） (2021), p.70も参照。 [↑](#footnote-ref-58)
58. 難民および拷問被害者のための心理社会センター（BAfF）の全国ワーキンググループ（Bundesweite Arbeitsgemeinschaft der psychosozialen Zentren für Flüchtlinge und Folteropfer (BAfF)） (2020)を参照。 [↑](#footnote-ref-59)
59. ドイツ人権機関（German Institut for Menschenrechte Human Rights） (2017), pp.7-8; ドイツ人権機関、国連障害者権利条約監視機関（Deutsches Institut für Menschenrechte, Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention） (2018); ドイツ人権機関（Deutsches Institut für Menschenrechte） (2022b), p.2。 [↑](#footnote-ref-60)
60. ドイツ人権機関（Deutsches Institut für Menschenrechte） (2022b), p. 3; ヤンダ（Janda） (2021), p.45。 [↑](#footnote-ref-61)
61. 地方社会福祉・統合支援事業者連邦作業部会（Bundesarbeitsgemeinschaft der überörtlichen Träger der Sozialhilfe und der Eingliederungshilfe (BAGüS)） (2023), pp.10以降。 [↑](#footnote-ref-62)
62. 同書6ページ。 [↑](#footnote-ref-63)
63. 応用社会科学研究所（Institut für angewandte Soziallwissenschaft (infas)） (2022), pp.74以降。 [↑](#footnote-ref-64)
64. 国連・障害者権利委員会（2017.10.27）パラ16c参照。 [↑](#footnote-ref-65)
65. 2023年1月1日現在、社会保険料の対象となる雇用および自営業の所得制限は34,629ユーロ、資産制限は61,100ユーロである。[https://umsetzungsbegleitung-bthg.de/service/aktuelles/neue-beitragsbemessungsgrenzen-fuer-20](https://umsetzungsbegleitung-bthg.de/service/aktuelles/neue-beitragsbemessungsgrenzen-fuer-2023/)23/　（2023年6月28日検索）参照。 [↑](#footnote-ref-66)
66. 第104条 SGB IX。 [↑](#footnote-ref-67)
67. 第104条と連動するSGB IX第116条。 [↑](#footnote-ref-68)
68. 第11条 第43a項。 [↑](#footnote-ref-69)
69. 国内監視機関（The Monitoring Mechanism）は、各関連団体との定期的な協議の中で、障害に特化した相談サービスの中止について説明を受けた。 [↑](#footnote-ref-70)
70. ドイツ連邦議会（Deutscher Bundestag） (23.12.2022), pp.74以降。 [↑](#footnote-ref-71)
71. ドイツ鉄道（Deutsche Bahn）（2023年）。 [↑](#footnote-ref-72)
72. 同上。 [↑](#footnote-ref-73)
73. ドイツ鉄道 長距離輸送株式会社（DB Fernverkehr AG） (2022), p. 12。 [↑](#footnote-ref-74)
74. トールマイン（Tolmein）（2019）、pp.12-18。 [↑](#footnote-ref-75)
75. 登記社団 ドイツ鉄道協会（Deutscher Bahnkpunden-Verband e.V）. (06.09.2021) 。 [↑](#footnote-ref-76)
76. 登記社団 ドイツ輸送会社協会（Verband Deutscher Verkehrsunternehmen e.V.） (2021), p. 39。 [↑](#footnote-ref-77)
77. ランドターク・フォン・ザーシュセン‐アンハルト（Landtag von Sachsen-Anhalt） (24.06.2020), p. 15。 [↑](#footnote-ref-78)
78. ドイツ人権機関（Deutsches Institut für Menschenrechte）、国連自由権規約監視機関（Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention） （2023年）。 [↑](#footnote-ref-79)
79. 国内メディア条約（*Medienstaatsvertrag*; MStV）第7条は、2021年12月27日付の国内メディア条約を改正する第2回国家条約（*Zweiter Medienänderungsstaatsvertrag*）によって改正され、2022年6月30日から施行されている[。https://www.die-medienanstalten.de/fileadmin/user\_upload/Rechtsgrundlagen/Gesetze\_Staatsvertraege/Medienstaatsvertrag\_MStV.pdf](https://www.die-medienanstalten.de/fileadmin/user_upload/Rechtsgrundlagen/Gesetze_Staatsvertraege/Medienstaatsvertrag_MStV.pdf) (retrieved on 28/06/2023) （2023年6月28日アクセス）。 [↑](#footnote-ref-80)
80. チェンジ・ドット・オーグ（Change.org） (2020)。 （訳注　Change.orgは世界で利用されているオンライン署名サイトの日本公式アカウント） [↑](#footnote-ref-81)
81. 連邦労働社会省（Federal Ministry of Labour and Social Affairs） （2021年）、p28以降, p190以降参照。 [↑](#footnote-ref-82)
82. これはバーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州、ラインラント＝プファルツ州、ザールラント州のケースである。2021年、分離レベル（全就学年齢の子どものうち特別支援学校に通う子どもの割合）が最も高かったのは、ザクセン＝アンハルト州（6.6％）、メクレンブルク＝西ポメラニア州（5.7％）、ザクセン州（5.4％）、バーデン＝ヴュルテンベルク州（5.3％）であった。2021年には、ドイツ全土で平均4.5％の子どもたちが特別支援学校で教えられていた。この数字は2009年（2009年：4.9%）からほとんど変わっていない。出典 文化省大臣会議事務局（2022年）。 [↑](#footnote-ref-83)
83. CRPDケースNo.83/2020、ドイツ連邦共和国の声明（2023年5月25日）、paras.15, 36（未公表）。 [↑](#footnote-ref-84)
84. 職員、空間的、物的資源により、障害のある生徒を受け入れるための設備が特に整っているメインストリーム校。 [↑](#footnote-ref-85)
85. 独自の計算： データ出典　文化省大臣会議事務局（Sekretariat der Kultusministerkonferenz） （2022年）。 [↑](#footnote-ref-86)
86. フォルサ（Forsa）（2020.10.16）。 [↑](#footnote-ref-87)
87. ベンゲル（Bengel） (2021), p. 68。 [↑](#footnote-ref-88)
88. 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales） (2021), p. 434; この調査は連邦州の半数弱を対象としている。 [↑](#footnote-ref-89)
89. バーティグほか（Bartig u.a.） (2021), pp.44以降。 [↑](#footnote-ref-90)
90. 連邦憲法裁判所（2021年）：2021年12月16日決定、BvR 1541/20, 備考（recital） 113, 128。 [↑](#footnote-ref-91)
91. 第37c条第2項第2文第2号。 [↑](#footnote-ref-92)
92. 病院外集中治療の提供に関するSGB V 132l Par.1 SGB Vによる院外集中治療に関する枠組み勧告、2023年04月03日。 [↑](#footnote-ref-93)
93. 2022年3月18日付「院外集中治療ガイドライン（AKI-RL）」のセクション6とセクション8。 [↑](#footnote-ref-94)
94. ドイツ社会民主党（spd: SOZIALDEMOKRATISCHEN PARTEI DEUTSCHLANDS）／同盟（BÜNDNIS）90／緑の党（GRÜNEN）および自由民主党（fdp: FREIEN DEMOKRATEN），p.85参照。 [↑](#footnote-ref-95)
95. 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales） (2021), pp.215以降。 [↑](#footnote-ref-96)
96. 第61回連邦・州障害者委員会議（61.連邦・州障害者福祉会議）（2021年）、p.1。 [↑](#footnote-ref-97)
97. 職業訓練法（BBiG: Berufsbildungsgesetz）第64条、技能労働者の組織に関する法律（HwO: Gesetz zur Ordnung des Handwerks）第42p条。 [↑](#footnote-ref-98)
98. 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales） (2021), p. 157。どの年においても、障害のある卒業者のうち、公認された熟練した職業を目指すメインストリームの職業訓練に就いた者は、障害のない卒業者の約36％に対し、わずか10％程度である。この数値の過少さは学術分野ではさらに深刻である。ドイツ人権機関（2020年） p.5参照。 [↑](#footnote-ref-99)
99. メインストリームの熟練職業が約320あるのに対して、障害のある人のための、認定されていない特別な職業は現在約270あり、1,200以上の異なる個別規定を必然的に伴っている。ドイツ人権機関（2020年）p.5参照。 [↑](#footnote-ref-100)
100. ドイツ人権機関（2020年）、p.5。 [↑](#footnote-ref-101)
101. 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales） (2021), pp.163-188を参照。 [↑](#footnote-ref-102)
102. ドイツ人権機関（2020年）、p.6以降。 [↑](#footnote-ref-103)
103. （登記社団）身体障害者作業所連盟（Bundesarbeitsgemeinschaft Werkstätten für Behinderte Menschen） e.V. (09.12.2022)：「保護作業所に参加する人々」， <https://www.bagwfbm.de/page/25> （2023年6月28日アクセス)。 [↑](#footnote-ref-104)
104. エンゲルス他（Engels et al） （2022年）、p.43。 [↑](#footnote-ref-105)
105. 連邦政府の貧困と富に関する報告に関する一般的な情報は、[https://www.armuts-und-reic](https://www.armuts-und-reichtumsbericht.de/DE/Startseite/start.html)htumsbericht.de/DE/Startseite/start.html（2023年6月28日アクセス）。 [↑](#footnote-ref-106)
106. 連邦政府（Bundesregierung） (2017)を参照。 [↑](#footnote-ref-107)
107. 同書、p.471以降を参照。 [↑](#footnote-ref-108)
108. アイチェレ（Aichele） / フレーシュドルフ（Fräßdorf） (2019)を参照**。** [↑](#footnote-ref-109)
109. 連邦政府（Bundesregierung） （2022年）を参照。 [↑](#footnote-ref-110)
110. 連邦政府（Bundesregierung） (2017), p. 473; Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), p. 279を参照。 [↑](#footnote-ref-111)
111. パリテティッシャ（Paritätische） (2021) p.13を参照　（訳注　パリテティッシャは、社会事業を行う独立した福祉団体の名称である）。 [↑](#footnote-ref-112)
112. 詳細については、ドイツ人権機関、　国連障害者権利条約 監視機関（Deutsches Institut für Menschenrechte, Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention）（2019 年） p.52を参照のこと。 [↑](#footnote-ref-113)
113. いくつかの例を挙げよう：ハンブルクは約24％、テューリンゲンは55％、ザクセン＝アンハルトは60％である。以下を参照。ハンブルク自由・ハンザ都市協会（Bürgerschaft der Freien und Hansestadt Hamburg） (24/01/2020), p.1; チューリンゲン議会（Thüringer Landtag） (15/10/2021), p.1; 中部ドイツ放送（Mitteldeutscher Rundfunk） (25/09/2021) 「連邦選挙： ザクセン＝アンハルト州ではバリアフリーの投票所は60％に過ぎない」 [https://www.mdr.de/nachrichten/deutschland/wahlen/bundestagswahl/so-steht-es-um-die-barrierefreiheit-von-wahllokalen-in-sachsen-anhalt-zur-bundestagswahl-100](https://www.mdr.de/nachrichten/deutschland/wahlen/bundestagswahl/so-steht-es-um-die-barrierefreiheit-von-wahllokalen-in-sachsen-anhalt-zur-bundestagswahl-100.html).html（2023年6月28日アクセス）。 [↑](#footnote-ref-114)
114. 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales） (2021), p.726。 [↑](#footnote-ref-115)
115. 第78条 SGB IX。 [↑](#footnote-ref-116)
116. ツインマーマン（Zimmermann） （2017）。 [↑](#footnote-ref-117)
117. サナー（Saner）／ヴェーゲレ（Vögele）／ヴェッセリー（Vessely） （2016）。 [↑](#footnote-ref-118)
118. シチズンズ・フォー・ヨーロッパ（Citizens for Europe　訳注　ベルリンを拠点とする、より包括的で民主的な参加型社会の促進を目指す市民非営利社会組織） （2021.03.24）。 [↑](#footnote-ref-119)
119. シュミット（Schmidt） (2019); （登記社団）セクシュアル・ハラスメントと暴力に反対するテミス・コンフィデンス・センター（Themis-Vertrauensstelle gegen sexuelle Belästigung und Gewalt e. V.） (2020)。 [↑](#footnote-ref-120)
120. ガーランド（Gerland）／キューシェル（Keuchel）／メルクト（Merkt） （2016）。 [↑](#footnote-ref-121)
121. 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）（2021年）。 [↑](#footnote-ref-122)
122. ドイツ図書館協会（Deutscher Bibliotheksverband (dbv)） (2022), p. 10。 [↑](#footnote-ref-123)
123. 連邦社会裁判所*（Bundessozialgericht）*（2012年）：2012年03月06日判決、B 1 KR 10/11 R、パラ25。 [↑](#footnote-ref-124)
124. デヴァル（DEval） （2017年）。 [↑](#footnote-ref-125)
125. 連邦経済協力開発省（2019）。 [↑](#footnote-ref-126)
126. 連邦経済協力開発省（Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung） (2020), p. 10; ドイツ連邦議会（Deutscher Bundestag） (22.06.2021), p.9。 [↑](#footnote-ref-127)
127. ドイツ開発・人道援助NGO協会（VENRO: Verband Entwicklungspolitik und Humanitäre Hilfe）（2023年）を参照。 [↑](#footnote-ref-128)
128. デヴァル（DEval） (2017), pp.97ff以降。 [↑](#footnote-ref-129)
129. デヴァル（DEval） (2021), p.102。 [↑](#footnote-ref-130)
130. **国連障害者権利委員会（2021年）パラグラフ324-325参照;** ドイツ人権機関、国連障害者権利条約 監視機関（Deutsches Institut für Menschenrechte, Monitoring-Stelle UN-Behindertenrechtskonvention） (2020), p. 48。 [↑](#footnote-ref-131)
131. ドイツ人権機関、国連障害者権利条約 監視機関 (2019), pp.64以降。 [↑](#footnote-ref-132)
132. ドイツ人権機関、国連障害者権利条約 監視機関 (2019), pp.62以降を参照。 [↑](#footnote-ref-133)
133. **国連障害者権利委員会（2021年）パラグラフ328-329参照。州が資金提供するプロジェクトの概要については、**[https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/das-institut/abteilungen/mo](https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/das-institut/abteilungen/monitoring-stelle-un-behindertenrechtskonvention)nitoring-stelle-un-behindertenrechtskonvention（2023/06/28アクセス）の **"州レベルでの監視（Monitoring auf Landesebene）"を参照**。 [↑](#footnote-ref-134)
134. 提供された資金については、以下を参照のこと： ドイツ人権機関(2022a), p.54。 [↑](#footnote-ref-135)
135. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/das-institut/abteilungen/monitoring-stelle-un-behindertenrechtskonvention/nrw; ノルトライン＝ヴェストファーレン州 インクルージョン原則法（IGG: Inklusionsgrundsätzegesetz） 第11条も参照[。https://recht.nrw.de/lmi/owa/br\_bes\_detail?sg=0&menu=0&bes\_id=34845&anw\_nr=2&aufgehoben=N&det\_id=61](https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_bes_detail?sg=0&menu=0&bes_id=34845&anw_nr=2&aufgehoben=N&det_id=614926)4926（いずれも2023年6月28日アクセス）。 [↑](#footnote-ref-136)
136. https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/das-institut/abteilungen/monitoring-stelle-un-behindertenrechtskonvention/berlin; ベルリン州 機会均等法（LGBG: Landesgleichberechtigungsgesetz） 第35条 <https://www.berlin.de/sen/soziales/service/berliner-sozialrecht/kategorie/rechtsvorschriften/lgbg-573403.php#p_1_72> も参照のこと（いずれも2023年6月28日アクセス）。 [↑](#footnote-ref-137)
137. [https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/das-institut/abteilungen/mo](https://www.institut-fuer-menschenrechte.de/das-institut/abteilungen/monitoring-stelle-un-behindertenrechtskonvention/saarland)nitoring-stelle-un-behindertenrechtskonvention/saarland; ザールランド障害者平等法（SBGG: Saarländisches Behindertengleichstellungsgesetz）第24条も参照のこと[。https://recht.saarland.de/bssl/document/jlr-SBGGSL2003V3P](https://recht.saarland.de/bssl/document/jlr-SBGGSL2003V3P24)24（いずれも2023年6月28日アクセス）。 [↑](#footnote-ref-138)
138. ラインラント＝プファルツ州 インクルージョン法第18条参照[。https://msagd.rlp.de/fileadmin/msagd/Inklusion/LandesInklusionsgesetz.pdf](https://msagd.rlp.de/fileadmin/msagd/Inklusion/LandesInklusionsgesetz.pdf) (2023/06/28アクセス)。 [↑](#footnote-ref-139)
139. 国連、障害者の権利に関する特別報告者（UN, Special Rapporteur on the Rights of Persons with Disabilities） （2022.12.28）。 [↑](#footnote-ref-140)
140. ドイツ人権機関（German Institute for Human Rights） （2022年）、p.5以降。 [↑](#footnote-ref-141)
141. 男女平等の場合と同様に、連邦経済協力開発省（Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung: BMZ)（27/09/2022）のプレスリリース「連邦経済協力開発省が史上初の男女共同参画プロジェクト枠を導入」を参照。 <https://www.bmz.de/de/aktuelles/aktuelle-meldungen/bmz-fuehrt-quote-fuer-projekte-zu-geschlechtergerechtigkeit-ein-122168> (retrieved on 28/06/2023) （2023年6月28日アクセス）。 [↑](#footnote-ref-142)